

緊急特集「戦争法」に反対する

特集②「がん」とともに

- ●川本委員長にインタビュー 運動で培った人脈は宝
- ●衛生医療評議会発 新公立病院改革ガイドライン完全解説
- ●**今さら聞けない憲法改正** 安保法案「成立」後の課題と展望
- ●流体碩学 経済的価値への「総駆り立て体制」への懸念
- ●県本部お国自慢「うちが一番」 新潟県本部



自治労通信 775

CONTENTS

2 新任・川本委員長にインタビュー **運動で培った人脈**は

「組合事務所にいる時間が、全部いつか何かの役に立つ」

緊急特集「戦争法」に反対する

4 平和と民主主義の危機 私たちが果たさなければ ならないこと

フォーラム平和・人権・環境 共同代表 福山 真劫さん

6 "ふつうの人々"と労働組合 これからの「反戦」について 大学講師(政治哲学専攻) 高橋 若木さん

特集②「がん」とともに

8 | インタビュー | **働き続けるということ** | もしがんを発症したら

も しかん を発症 したり 斜里町教育委員会・ゆめホール知床 公民館係長 結城みどりさん



12 ピンクリボンフェスティバル2015 秋の街を歩きながら考える 「乳がん」のこと

14 衛生医療評議会発(前編) 新公立病院改革ガイドライン完全解説 ~公立病院はなくなってしまうのか!?~

18 今さら聞けない憲法改正(集中連載最終回) 安保法案「成立」後の課題と展望

広島市立大学 広島平和研究所 准教授・憲法学 河上 暁弘さん

22 県本部お国自慢「うちが一番」① 新潟県 厳しいから、弱いから、 3万人の力をあわせて団結だ! 新潟県本部 執行委員長 齋藤 悦男







- 26 困ったときの法律相談② 男性も女性も 仕事と育児を両立するために ~ 育児休業等と不利益取り扱い~ 自治労常駐顧問弁護士 上田 貴子
- 28 文化/Book、編集部発
- **29** おもしろ?キーワード/編集後記

●表紙/ラムサール条約に登録されている新潟県阿賀野市の瓢湖。ハクチョウをはじめとする水鳥たちが黄金の夜明けを迎える。(撮影:阿賀野市職労 須藤 寛)

組合事 務所にいる時間が、 全部いつか何かの役に立つ」

てもらった。青年時代に人脈を築き、今日の礎となっているという。 8月の第80回定期大会石川大会において、新たに委員長に就任した川本淳委員長に突撃取材。 自治労との出会いから自治労運動の魅力まで、とりわけ若い世代のリーダーにむけて語っ

1981年中川 自治労運動との出会い1年中川町入職18歳

国労の当時の分会書記長からオルグをし が来て、「はい、加入書」って流れ作業み て頂きました。そこで国労と自治労の違 下、国労)の保線支区の事務所に呼ばれて 年入った人集まれ」と、国鉄労働組合(以 り前みたいに入った。その日の夜に「今 たいな感じで。当時の同期は3人。当た いなど概要の説明を受けました。 正座して「労働組合とはなんたるか」を 新規採用の説明のあとに組合の書記長

ながら頑張りたまえ」みたいな。そこだ たけど。このフレーズが印象に残ったん けは覚えている。あと何言われたか忘れ と悪い面、双方がある。良い面を活かし 単一労働体である。この組織には良い面 「自治労は連合体である、我ら国労 一体?って。 洗礼を受

ーさまざまな人との出

みたいな感じで役を引き受けて。 手組合員として、先輩から「やれ」「はい」 運動がぐっと固まった時期で、私も一若 はどんどん行かされました。中川町職の 長・書記長の号令で、彼が主催する動員 い思いをさせるな」っていう当時の委員 上の人を出したので「あいつに恥ずかし て。当時23歳とか24歳の人、私より3つ 区本部の専従に人を送り込むことになっ を初めて出す議論が始まってね。 くらいの時かな。82年頃に、単組で専従 最初に引き受けた役は青婦部長を22歳 旭川地

囲が広がった時期ですね まって、というのを仕切ってた。 局長になった。月イチくらいで幹事が集 川北部ブロック十四町村のエリアの「上 とかいろいろ行って。26歳くらいから上 このころは青年部メインで、道内動員 [北部ブロック青年婦人協議会]の事務

> 労組)とか林野とか地域からの影響も強 労協グループの「行革合理化反対のたた まざまな団体で学習会に参加しました。 まって、月1回とか学習会をやって。自 くて。それぞれ各地区に地区労青婦協と が一番大きかった。当時の全逓(現・JP 治労も学習会があるし、それ以外でもさ いうのがあって、各産別の青年部だけ集 かい」があって。86年の国鉄分割民営化 かなりがっつりした青年部時代。そこ 当時は「反幌延のたたかい」とか、公

野市労連)とかもそう。 委員長・名寄市職労)とか、難波(北海道 上(自治労本部総合政治政策局長・富良 各地で活躍している。大出(北海道本部 なるから、今度は全道に知り合いができ 本部副委員長・富良野市労連)とか、石 議長になると道本部幹事ということに

市町村の枠を超えた連携

2

だと実感しましたね。 とにかく市町村の枠を超えた連携が重要 て賃金が多少あがる時代だったからね。 が単組の基本組織を動かして、改善させ 理な差別があった。そういうのを青年部 と女性は5年で辞めていただくとか不条 ってあって「A表」は男、「B表」は女。あ るところでは、賃金表に「A表」「B表」 みんな自分の町のことしか知らない。あ しました。たとえば賃金体系にしても、 たりっていうこともした。まだ机たたい 上川北部ではよく集まって情報交換を

ながらやっていました。 **町職)のところと石上 (前述) のところで、** 吉田(北海道本部配置本部オルグ・上川 ストを打っていましたね。うちと隣村の 記長時代には必ずストを配置して、実際 95年に単組の書記長になりました。 何とる?」とか電話でやりとりし

この水準まで持ってこい」とか。そうい らい取れば、俺らここまで取れる」とか。 期とか要求書を出す段階で集まって。た 分・宴会2時間30分(笑)。そういうこと う意思統一を三役プラス青年で、会議30 とえば旅費の日当の取り方とか。うちが 俺らが先に取れそうだから、お前らこ 番北側なので、「おまえんとこはこれぐ 沿線の三町村で、必ず確定期とか春闘

これは家族が病気になった時とか不幸が ら説明されたのは、「年休は15日あります。 自分が最初に役場入った時に、当局か

に入って。全道に人脈が広がりました。

後々みんな単組とか地本とかの専従

親族なら忌引き休暇とか、風邪引いた時 説明もらって「ヘー」と思ったけれど、上 近隣の市町村の青年と話し合ったりしな 分のところが当たり前なのかどうなのか、 覚えていくことができるっていうか。 で取れてません」って言って驚かれました。 川北部の集まりで「年休取れてますか?」 あった時なんかに休むものです」という とを知らなかった。やっぱり広い視野で なら病気休暇があるわけで。そういうこ と聞かれまして、「いや誰も死んでないの いとわからないんですよね。

単組時代の思い出

装盆踊り(笑)。それに組合で参加してい ました。 町で盆踊り大会をやっていました。 女子チームと男子チームに分か

> 師の格好して人員確保訴えたり(笑)。盆 男子チームはナースが足りない時は看護 マンとか作りましたね ースにして、新聞紙貼ったり。アンパン を作っていました。コピー用紙の箱をべ いので、組合室にこもって「かぶりもん」 に入ると、地元の人間は帰るところもな れて、女子チームはどじょうすくいとか

りました。 みんないなくなっちゃって。さびしくな 議長室を借りて、練習用にビデオを撮っ り付けとかは議会事務局の部屋や、 マップとかシャ乱Qとかやりました。振 いう人が十何人と来てね。出し物も、 働く女性職員さんがいっぱいいて。 たりしてね。いま特養は委託されちゃって、 旗開きも盛り上がった。当時、 特養で 正副 そう

個人ではできないことを 組合の力で

う。これは自治労の大きな特性。 違うことは、公共サービス・住民の福 つかりで、 自治労の議案は、 益につながる、ということと決定的に違 よくなれば賃金があがるように個人の利 につながるっていうこと。民間の企業が いうことにつながります。 れは自治労だけでは完結できないものば 自治労運動がほかの労働組合と大きく 政治が必ず連動してくる、 ほとんど政策課題。そ だから

苦手な食べ物

趣味

阪神タイガース 絵画を見に行く

音楽はハードロック

最近買ったCDはベビーメタル

鶏肉

新委員長の横顔

感動した映画

最近映画みて

ない

分の働く環境をちょっとでも変えるとか のすごく大きなことだと思う。 えていくということはできる。 政策を少し変えるとかっていうことは、 せっかくある職場の組織、労働組合で変 にあがらないかもしれないけれども、自 人じゃできない。できないけれども、 たとえば、賃金なんかも今はそう簡単 これはも

組合を活用して 人脈を築いてほしい

ぱり隣の市町村で係長同士で意思統一し ので、必ず住民がいたり職場に仲間がい たりする。だから自分たちの「閉ざされ か、そういうのだって大事ですよね。 たり、「この書類どうやって書くの?」と た中」から超えていくのが大事 自治体で60歳まで働くとすれば、やっ 公共サービスは、個人請負業じゃない

> ともできる。そういった人との出会いが になっても60歳を超えても、集まって飲 に培った人脈は一生役に立つ。将来50歳 ごく重要。労働組合を通じて、 んで、町の政策について語ったりするこ 座右の銘 座右の銘は 人に言うもの ではない 若いうち

ったあと「ジンギスカン食べて飲むか」と 何かの役に立つ。単組の青年部とか終わ 組合事務所にいる時間が、全部いつか

を活用して、人脈を築いてほしいですね 貴重だと思いませんか。ぜひ「自治労 ういうネットワークができる労働組合、 えてっていうのでもいいと思います。 大きい自治体だったら課を越えて部を越 分たちの自治体の中で閉じこもらないで か。そういう時間が大事なんだよね 歩外に出てみるってのが一番大きい 自治労のネットワークを利用して、



あるのが労働組合。

2015.11.12 自治労通信

間違いなく一生の宝物になります。

結局仕事していく上では、人脈がものす

町づくりにしても政策課題にしても、

緊急特集

戦争法」に反対する



「戦争法」の「可決」から1ヵ月後の10月18日、渋谷でSEALDsによる大規模な街宣行動が開催され、 数千人の人々がハチ公前を埋め尽くした。 また、 総がかり実行員会も 「9月19日の強行採決を忘れない! 『私たちはあきらめない!戦争法廃止!安倍内閣退陣! 毎月19日行動」として -弾を10月19日に開催、 約9,500人が集まった。 戦争法に反対するたたかいはこれからだ。 特集として総がかり実行委員会の福山真劫さん、立正大学講師の高橋若木さんに寄稿してもらった。

はじめに

私た

果たさなけ

た強行採決の後の世論調査でも、 決」を強行し、「成立」させました。ま 案を9月19日未明、国会運営の基本的 おける数の力にものを言わせ、 ました。しかし、自公政権は国会内に 以来といわれるほど反対運動も高揚し を超える署名を集めました。 者・研究者から「反対」の1万4000 り、それ故に、歴代の法制局長官の多数、 安倍政権が一方的に変更するものであ 日新聞)。 尽されていない75%となっています (朝 35%、反対51%、審議は尽くされた12%、 原則すら踏みにじる暴挙によって、「採 表した。また「反対する学者の会」は学 憲法学者の9%が「違憲」だと声明を発 兀最高裁判所長官も「違憲」 だと批判し、 今回の戦争法は、 従来の憲法解釈を 60年安保 戦争法

の市民運動も大きく高揚しました。 然許されるものではありません。 ある」といわれるほどの暴挙であり、当 これは、政府による「クーデーターで

もう一度確認を

ナイレポートでそのことが明確にされ 戦争を行うための法です。アーミテージ・ きたように、米国の軍事戦略の下で、 す。」と演説し、今回成立させました。 米国議会で安倍首相が、「戦後初めての ています。 そして法案成立前の4月27日 自衛隊が海外で武力による威嚇・行使 大改革です。この夏までに成就させま 日米ガイドラインを改定・合意し、29日 この法の本質は、米国が求め続けて 戦争法は、「国際平和支援法」と「平

ても、自衛隊が武力行使を可能にする 立危機事態の場合、他国への攻撃であっ は武力攻撃事態法」の改正であり、 自衛権行使」を合憲化すること、これ ことです。 この法案のポイントは、 ①「集団的

兵站を担う武器・弾薬、 ること、他国軍の武力攻撃との一体化 ②他国軍に対する後方支援の拡大す 発進準備中の

が不十分の中で強行採決されているため、

改正法からなっています。 和安全法制整備案」と一括している10の

準緩和をするなどです。 持活動、駆けつけ警護、 を可能にし、地域の安全確保の治安維 行い、国連指揮下以外の他国軍の支援 すること。PKO法・自衛隊法の改正を 後方支援地域を拡大することです。 を行っている現場」以外にまで自衛隊の 動する他国軍を支援することです。 化し、国際社会の平和・安全のために活 ことです。「国際平和支援法」で恒久法 では、米軍を中心に他国軍も支援する た地理的制約を撤廃し、「重要影響事態 航空機への給油も可能とすることです。 戦闘地域」の概念を廃止し、「現に戦争 して改正をおこない、周辺事態法にあっ 周辺事態法」を「重要影響事態法」と ③国際的平和維持·人道支援を改 また国会審議 武器使用の基 正



ーラム平和・人権・環境 共同代表

真劫

する法典です。戦争するための法律です。争・武力行使・威嚇をすることが可能と争・武力行使・威嚇をすることが可能と未解明の部分が多く残されています。

私たちのたたかい

■取り組みの経過と課題

戦争法案廃案をめざしてのたたかいでは、自治労の皆さんには大奮闘をしていただきました。自治労は「自らの雇用・ただきました。自治労は「自らの雇用・でなく、「公共サービスを提供する自治体」を中心に組織されている労働組合であり、を中心に組織されている労働組合であり、を中心に組織されている労働組合であり、を持つこと、平和と民主主義に責任を持つこと、平和と民主主義に責任を持つこと、平和と民主主義に責任を持つこと、平和と民主主義に責任を持つことを自覚している「フォーラム平

0ヵ所以上での集会が開催されました。 されました。 た。その他多様な取り組みが創意工夫 り組み、1000万筆近くになりまし 学者の会など、全国へ拡大していきま こうした闘いは、シールズ、ママの会、 声を上げ、結果として1万人を超える 連日万を超える市民が集まり、反対の また東京では、9月中旬のヤマ場には に12万人が結集し、全国では、 たが、8・30国会包囲行動には国会前 れる一大大衆運動をつくりあげました。 結果として、60年安保闘争以来といわ 集が必要だとの判断からです。そして は、すべての廃案をめざす勢力の総結 破壊の戦争法案廃案を勝ち取るために 団体も含んでの実行委員会です。憲法 り行動実行委員会は、共産党系の市民 拡大してたたかってきました。総がか 委員会と記述) に結集して、連帯の輪を 実行委員会」(以後、総がかり行動実行 争させない・9条壊すな!総がかり行動 した。反対署名もそれぞれの団体が取 反対集会を12回開催しました。そして マスコミの報道で全国に伝わりまし $\begin{array}{c} 1 \\ 0 \\ 0 \end{array}$

市町村まで反対運動を拡大できなかっ市町村まで反対運動を拡大できない。希望と民主主義を再確立するための、希望と民主主義を再確立するための、希望と民主を表をある。また運動上の課題も見えてきました。それは動に巻き込めていないこと、②全国の動に巻き込めていないこと、②全国の事に参き込めていないこと、②全国の事に対している。

団体も含んでの実行委員会です。憲法 野党の議席数の差等があげられます。り行動実行委員会は、共産党系の市民 組みが弱かったこと、⑥国会内での与妻行委員会」(以後、総がかり行動実行 こと、④職場から地域へ運動が広げら等させない・9条壊すな!総がかり行動 たちへの働きかけが決定的に弱かったまけ、戦争させない100人委員会、「戦 織の労働者、権利を侵害されている人和・人権・環境」(通称平和フォーラム) たこと、③38%の非正規労働者や未組

●次のたたかいへ

私たちのたたかいは、憲法理念に沿ったたかいでもあります。

であることなどはよく知っています ちは、安倍政権の政策は、戦争する国 化させるべく動き出しています。私た はかることが重要です。 との連携を強化し、取り組みの強化を 法擁護運動を基本に、賛同団体、 戦争法廃止、発動阻止を中心とした憲 それ故、安倍政権と対抗して、引き続 基づく貧国と格差社会政策であること、 軍事大国化路線であり、新自由主義に 発足させ、「1億総活躍社会」をめざす いて総がかり行動実行委員会に結集して とし、「新たな3本の矢政策」を打ち出 人間の尊厳」をないがしろにする政策 現在安倍政権は、第3次安倍内閣 私たちの高揚した運動を分断・鎮静

②安倍政権の暴走は、戦争法強行採決発動阻止、立憲主義確立のたたかい、

年の憲法記念日の集会は、今年のよう 職場、単組、 地域で是非、 せない1000人委員会」を単組、 運動の先頭に立つと同時に「戦争をさ とりわけ自治労の皆さんは、こうした 与野党逆転を勝ち取る必要があります。 参議院選挙での選挙協力を実現させ、 もうと提起しています。是非成功させ、 に統一集会として、全国各地で取り組 運動を提起しています。また2016 会と合わせて、2000万人署名獲得 総がかり行動実行委員会では、 こうした運動課題を前進させるため、 つくって活動してほしい。 地域が私たちの運動の原 各種集

最後に、シールズが国会前のコールで、民主主義ってなんだ?これだ!」と繰り返していました。その通りなんです。平和も民主主義もこのように、多くの子が力を合わせて勝ち取るものなのです。

「民主主義ってなんだ?これだ!」

ふつうの 労働組

これからの「反戦

3.11以降、特定の党派や組織によらない人たちが新しいスタイル のデモを始めた。2014年、新しいデモは秘密保護法への反対を 皮切りに拡大していく。その仕掛け人の一人が高橋若木さんだ。 ツイッターで参加者を集め、広告のようなプラカードをネットに アップ。当日はサウンドカーと呼ぶアンプを積んだトラックにDJ とラッパーを載せてリズミカルにコールをする、といった、いわ ばSEALDs (シールズ) のスタイルの原型だ。そんな高橋さんが いま注目するのが、「賃金上げろ!」の運動、AEQUITAS (エキタ ス) だ。 高橋さんは、 賃金 (=経済) と戦争の関係が重要と指摘する。

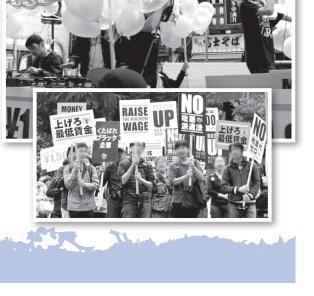


若木

大学講師:政治哲学専攻

東京大学大学院を経て、ニューヨーク州立大学 大学院博士課程在学中。帰国後の2013年から ヘイト・スピーチ団体への抗議に参加し、秘密 保護法と安全保障関連法に反対するデモの主催 に関わる。共著に、「社会はどう壊れていて、いかに取り戻すのか」(同友館) などがある。

射能リスクに無責任な対応を続けた政取り返しのつかない破壊をもたらす放 2013年、 思想である。 3・11後、 りも普遍的に、個人の足場から捉える うという「当事者」意識をもつ無数の日 ます激化していた在日コリアンをはじ 住地に関わらず当事者として抗議した。 府と電力会社に対して、 社会問題の「当事者」性を、これまでよ スタイルだけではない。より重要なのは、 からエキタスが継承したのは、 めとするマイノリティへのヘイト・スピー 3・11以降の新たな街頭行動の文化 差別から社会の公正さを守ろ 第二次安倍政権下でます 社会と自然に 多くの人が居 外見や



無党派市民による

団体名は、ラテン語で「公正さ」「正義 足した「AEQUITAS(以下、 低賃金値上げのデモが新宿の街にコー 本主義への宣戦布告」を掲げて9月に発 ル(掛け声)を響かせ、老若男女700 平等」を意味する 人を集めた。主催したのは「ブラック資 月17日、 若い無党派市民による最 エキタス)」。

動を通してさらに洗練され、 の街に響かせている。 者に広がった。いまではほとんど毎週 ばれてしかるべき悪法) に対する反対運 ザインされた目を引くプラカードを用 若者たちが「戦争反対」の声をそれぞれ いる3・11以降の「新しいデモ」は、 一政権の安全保障関連法 リズミカルなコールや、 (戦争法と呼 広告的にデ 全国の若 安

への広い視点があ

い賃上げデモ

う文言がある。 う横断幕。 社会全体の「公正さ」 ルにも、参加者の直接の利害を超えた、 だ「中小企業に税金使え!」というコー を活性化させるためにも不可欠」と のための最賃値上げが「低迷する経済 で文化的な最低限度の生活」(憲法25条) 会観を訴えた。ウェブサイトには「健 購買力から経済を立て直そうとする社 から下へ)」に対して、ふつうの庶民の とする安倍政権の「トリクルダウン(上 層を増やせば庶民にも富が滴り落ちる けられた 「Bottom Up! (底上げ!)」とい 載せてDJが音楽を響かせる)に括り 導するトラックの荷台にスピーカー 織されていない、ふつうの人々、のデモ スは拡大しようとしている。 ら抗議するこの新しい文化を、 不正義や破壊性に対して、 「普遍的な当事者性」を見い出しなが たとえば、 ついに経済問題で始まったのであ 大企業減税を行いつつ富裕 サウンドカー デモで若者たちが叫 や「持続可能性 (デモを先 団体に組 自 エキタ 一分たち

労働運動なしにありえない民主主義は

そして戦争法案への反対といった「政治 済イシュー」の運動は、 れまでの世間には、賃上げといった「経 者の中で、長い間、 イシュー」に関わる「新しいデモ」の参加 経済についてこうしたデモを行うこと 反原発、ヘイト・スピーチへの抗議、 待望されてきた。こ 労働組合のよう

本人が抗議した。

111 111 m III m

当事者にとどまらない社会全体の公正さ うイメージがあった。労働問題を直接の 払拭することにもつながるだろう。 がちな運動イメージを更新し、 自分の業界でなければ関係ないと見られ の観点から見るエキタスのような動きは な狭義の「当事者」だけが行うものとい 「要求」活動ではないかといった偏見を たんなる

立した個人的対応を超えて、「運動」や 運動なしの民主主義などというものは て単なる「個人的なこと」ではない。孤 あり得ない。働き方や生活は、 働で生活している社会において、労働 そもそも、圧倒的多数の市民が賃労 、けっし

> 本の民主主義にとって最大の急務だ。 再発明することは、 労働運動をふたたび社会に根付かせ、 実質ある自己決定につながるのである。 大衆の民主主義は生活全般にわたって 「組合」の連帯を形成することで初めて、 危機が叫ばれる日

「骨太の方針2015」 公共」の危機

いる。 と「戦争」の関係こそ、それだと考えて どこにあるのだろうか。筆者は、「経済」 者が尊敬しあいながら並走し、巨大な 可欠だろう。異なるスタイルをもつ両 な労組の交渉力と〈共鳴〉することが不 働者が長い時間をかけて培った、大き な結果につながるためには、 かし、それが選挙のような場面で大き 広いアピール力という強みがある。 が個人として集まる新しいデモには、 〈共鳴〉を作り出すことのできる課題は、 団体に組織されない、ふつうの人々、 無数の労

月 30 くとも8000億円の増額が避けられ 標としては、高齢化によって毎年少な 化する」と宣言する。具体的な数値目 多様化するとともに、サービスを効率 と協力して担うことにより、 公共サービスを「民間企業が公的主体 を「歳出改革の重点分野」と言い切り、 育て分野を含む社会保障サービス全般 関係が、あからさまに述べられている。 の方針2015」には、経済と戦争の 骨太の方針」はまず、医療、 安全保障関連法の可決に先立つ6月 安倍政権が閣議決定した「骨太 選択肢を 介護、子

上げろ最低賃

興方針を打ち出しているのである。 社 ど締め付けられるかは、想像を絶する どによってまかなうということだろう。 000億円までと定めている。 疑わざるをえない。 すると述べ、軍備増大と武器産業の振 統合的な防衛力を効率的に整備する なダメージを受けた医療や介護、地方 小泉政権以来の行政改革によって大き 者をはじめとする負担増、 に託された経済成長の大言壮語、高齢 い分の3000億円は、アベノミクス ない社会保障費の増額限度を、 消費税の巨大な増収が何に使われるのか 会保障費にはごく一部しか回されない べく、「防衛生産・技術基盤の強化」を 自治体の現場が、これによってどれほ 一方で「骨太の方針」は、「実効性の高 消費増税な 毎年5 足りな

国主義を追及し、世界中で野方図な軍 隣諸国との緊張を高める時代遅れの大 デモ」を歩く人々ということになる。 ランは、公共サービスで働く労働者と、 費切り下げ」と「戦争への道」の総合プ る公共圏の力を弱めながら、 とになる。こうして経済の下支えであ でこれまでにない負担を強いられるこ は続けにくくなる。国民もまた、窓口 体の奉仕者」としての誇りある働き方 りされれば、憲法15条に定められた「全 潤の論理を貫徹せざるをえない民間の 者が大きな労働組合、 サービスを受ける人々を、 方法に公共サービスの働き方が切り売 めるだろう。社会運動の場面では、 「骨太の方針」に見られる「社会保障 後者が「新しい 同時に苦し 政府は近 利 前

> ることはできない。 権を発動させるというのだ。黙ってい 事展開を続けるアメリカと集団的自衛

^ふつうの人~と労働組合が 〈共鳴〉する

では、一体何ができるのだろうか。

ラル左派政策を求め、他野党との大胆 別の政策での合意に基づき、野党に手 る無党派市民層は、街宣やデモで、 ことができるのは、組合員と、ふつうの できた戦争と恐怖のない社会を受け継 私たち大人がかろうじて生きることの が訪れるだろう。いまの子どもたちに、 るとき、日本の民主主義に新しい時代 の二つの動きが〈共鳴〉して選挙を変え な選挙協力の方針を要請する。下から お付き合いのある政党に、明確なリベ を結ばせる。大きな労働組合の組合員は、 な要請だろう。ばらばらの個人からな だして協力するしかない。これを促す り、部分的にでも共通の戦線をつくり 上に明確な「リベラル左派」の路線をと いる。投票率を上げ、 大衆は選挙に意味を感じにくくなって 巨大な政権党に対して無力化したことで、 いが見えなくなり、 れている。主要政党の政策に明確な違 世界中で、「政党政治の危機」が論じら 未曽有の力を発揮しうるだろう。現在、 無党派の街頭行動と大きな労働組合の 人々、の民主主義による、下からの強力 〈共鳴〉は、選挙への長い助走の中でこそ、 野党各党が、政策面でこれまで以 分散した諸野党が 流れを変えるに

働き続ける Interview ということ

もしがんを発症したら

2014年4月に乳がんが見つかった結城みどりさん。同年7月に手術を 受け、抗がん剤治療に続き、現在はホルモン治療を続けている。働きな がらの治療は、再発の不安や命を失うかもしれないという恐怖、副作用 などによる体調不良とのたたかいだけでなく、仕事とのむき合い方、仲 間とのむき合い方にも不安と葛藤が付いて回る。今、全国の仲間に「こ の思いを共有し、すべての人が個々の暮らしと仕事が両立できる環境を みんなでつくりたい」、そんな思いでインタビューに応じていただいた。

斜里町教育委員会・ゆめホール知床

結城みど

1995年北海道・斜里町役場入職。社会教育課、住民生活課勤務を経て現 在公民館に勤める。2002年自治労北海道網走地方本部女性部長、2007 年自治労北海道本部女性部副部長、2013年自治労斜里町職員労働組合連 合会執行委員長、現在、自治労北海道本部女性部組織強化委員長を務める。

のも魅力ですよね。私は、組合で経験を だと思います。全国の仲間と知り合える っています。 組合は、議論ができるし民主的な組織



-現在のお仕事について教えてくださ

運営しています。 20本くらいの公演があります。 で、600席ほどのホールもあり、 ね。7人(男性4人、 ークル活動などいろんな利用があります 現在は斜里町の公民館に勤務していま 文化ホール機能も兼ね備えた公民館 女性3人)の職員で あとはサ

組合役員になったきっかけは何でし

北海道本部の女性部組織強化委員長を扣 選択肢もなく、引き受けました。今は、 きくて。その時は「役員を断る」という 運動が強かったので、先輩方の影響も大 言をしたからか、 本釣りされました。私の単組は昔から 女性部の単組代表者会議で生意気な発 網走地方本部の役員に

重ねることで、冷静に考える力が付いた

それなりに負担はありましたが、仲間の と思うし ばることができました。 支えと自治労運動に魅力があるからがん に、成長させてもらっていると思います。 「役職が人を育てる」というよう

てください がんに気が付いてからのことを教え

5月に精密検査を受けたら、 まりました。 られるのだろうかと不安になりました。 突然のことで恐怖とともに、 の際にマンモグラフィーで引っかかって、 が見つかりました。自覚症状は全くなく、 **ᄉ院、その後は通院で抗がん剤治療が** それから、7月に手術のため10日間 昨年(2014年)の4月、 仕事は続け 両側にがん 人間ドッ

療で、今、2年目になります。 ました。そのあとは5年間のホルモン治 方法も人によって全く違って、 働きながらの抗がん剤治療は本当に辛 一口に抗がん剤治療といっても、 抗がん剤を3週間おきに8回投与し 副作用に苦しみました。抗が 私の場合

2015.11.12 自治労通信

現在、日本人の2人に1人ががんにかかるといわれている。国立がん研究センターがん対策情報センターによると、男性は45

ため、20代から40代までは男性の罹患率を上回っている。「仕事と家庭」の両立と同様に「仕事と治療の両立」ができる環境は整っ 蔵から増え始め、50歳から70歳にかけて上昇している。一方女性は、子宮頸がん、乳がんなど若いうちに発症するがんがある

誰もが他人事ではないこの問題に対し、課題を発信し共有したい

特集②

当に協力してもらって感謝しています。 早出したりと、自分なりにペースをつか ようにしたり、残業はできなかったので 子が回復してくる時期に集中してこなす もありました。そんな中で、仕事は、調 またすぐに次の投与です。それだけでは なく、吐き気や脱毛、しびれや味覚障害 なる。3週目はようやく落ち着きますが 白血球数値が下がることで感染しやすく 験したことのないような倦怠感。2週目は ん剤を投与して、1週目はこれまでに経 んで工夫をしました。職場の仲間には本 このことがきっかけで、仕事を続ける

復帰にむけての周囲の理解と私自身の自 覚について深く考える機会となりました。 かどうかということに真剣にむき合い



公務員は恵まれているのか

ごく引っかかっています。 事を辞めなくてはいけない」― 「公務員でよかったね、民間だったら仕 あと、治療中に母に言われたことがす

これまで、当局との交渉において「民間

ワーク・ライフ・バランスと同じ 「仕事と治療の両立」

思うことはありましたか 職場の雰囲気や制度など変えたいと

雰囲気づくりが必要だと思います。 ーし合える職場づくり、声を掛け合える ました。自治労の仲間の多くの職場も、 も、、仕事と治療の両立、も同じだと思い 働き続けるためには、、仕事と家庭の両立、 むことになったとき、同じ思いをしました。 したが、私も病気になって急に仕事を休 を休む際、いつも気兼ねしているようで 人員不足で大変でしょう。でも、フォロ これまで、育児をしている仲間が仕事 ひとつ気が付いたことがあります。

られがちに感じます。 ど「自分のため」に休むのは、厳しく見 誰かのため」に休むより、病気やけがな ただ、育児や介護などのように「他の

他人事ではないと思います。 がらこなさなくてはなりません。 気・怪我いろんなことがあって、 す。生きていれば、家事・育児・介護・病 でも、みんな生きるために働いていま 誰一人、 働きな

てそうでしょうか? - 果たし

て表れていると思います。

形態によるさまざまな不安が、課題とし

るわけにいかない」という論調が繰り返さ 企業は厳しいから、公務員の給与を上げ

> 度がない人も多いと思います。しかし私は、 れてきました。実際、非正規労働者が増 立できる制度の充実が重要なのだと思い 公務員が恵まれているのではなく、中小 え続ける中で、公務も民間も病気休暇制 ます。病気になって改めて実感しました。 企業においても、個人の生活と仕事が両

働き続けられる環境か 病気になっても

うかわからないから」が22・2%、「休む 思わない69%」という結果が出ています。 の日本の社会は、がんの治療や検査のた 調査」(2013年1月)の結果では、仕事 という問いに対し、「そう思う26%」「そう ある場合、働き続けられる環境だと思うか めに2週間に一定程度病院に通う必要が と治療等の両立についての認識で、「現在 と職場での評価がさがるから」が8・8% またはいても頼みにくいから」が22・6% して、「代わりに仕事をする人がいない 1%、「体力的に困難だから」 が17・9% 「精神的に困難だから」が13・2%でした。 「休むと収入が減ってしまうから」が13 - 職場が休むことをゆるしてくれるかど また、両立を困難にする最大の要因と 内閣府が行った「がん対策に関する世論 **八員不足の問題、職場の雰囲気、雇用**

受け入れる ありのままの自分を

私は「治療に専念して」と、周囲が気

苦しいほどに複雑な心境でした。 謝すると同時に、「病気になったら組合役 員も降りる」という虚しさにも襲われ、 遣ってくれました。そのことにとても感

うと思いました。そして、そんな思いを きさを感じています。 ために」、仲間の存在、 ンでもある、「定年まで健康に働き続ける 在だと思っています。女性部のスローガ 共有して、励まし合えるのが女性部の存 い自分も、弱音を吐く自分も受け入れよ でもそんな気持ちも、思うようにできな 痴を言いたいこともたくさんあります。 を辞めたい」と思うこともあります。愚 不安は常に付きまといます。正直「仕事 に伴う副作用による体調不良や、再発の ホルモン治療は5年間続きます。それ 組合の存在の大

必要とされていると 感じることが、 お互い様」といえる職場に

仕事でも組合活動でも、仲間からの「復

帰を待っている」という言葉に勇気づけ も民間もすべての職場でつくっていきた 気持ちでフォローし合える体制を、公務 いる仲間が、全体で「お互い様」という います。個人の生活と仕事とを両立して いるという実感を持つことが大切だと思 接点を持ち、自分が社会に必要とされて たと思います。働き続けることで社会と るからこそ、つらい治療も乗り越えられ られました。「必要とされている」と思え

がんをめぐ 求められる

自分のための時間とケアを

企業や雇用形態によって受けられる合理的配慮に格差が出る可能性などが指摘されている。 大腸がん21年、肝がん22年となっている。長期間ににわたる治療と、高額な医療費の負担に加え、 状態と復職阻害因子を調べたアンケート結果によると、調査時までの平均在職年数は、乳がん13年、 東京労災病院治療就労両立支援センターによる、がん経験者 (乳がん、大腸がん、肝がん) の就労 人の2人に1人が、がんに罹患するといわれている今、私たちが取り組む課題は何か、 日本

定期健診で見つかりました。 をした経験があります。 私自身、 乳がん治療を続けながら仕事 毎年受けている

現在4年目になります。その副作用で 症状が日々続いています。 や時々の激しい疲労感など、さまざまな の副作用もありました。 骨密度の低下による投薬治療や、 の症状があり、 手や足の関節痛、こわばり、 その後5年間のホルモン治療に移行し ヵ月後から放射線治療が始まりました。 乳がんが分かってから、手術をし、 副作用の治療もしました 今も常時の眠気 ばね指など またそ

ことにつながりました。 に「生きる」ということを本気で考える ことを真正面から考え、 乳がんを患ったことで、「死ぬ」という またそれは同時

> なかったというのが本当のところです。 の置かれている状況を話せる余裕が全く がとてもつらかったし、誰かに自分自身 とか「もう死ぬのでは?」とか思われるの というイメージが強すぎて、「かわいそう」 隠して」いました。それは「がん=死 実は私は当時、 乳がんになったことを

りました。彼女とは学習会で1度会った だけでしたが、以来、 城さんも乳がんを患っていると連絡があ な決意をした頃、とても大切な仲間の結 女性が多くいるのではないか」「この経験 の時間がかかりました。現在丸3年が経 を伝え活かしたい」と思いました。そん 自分自身の中で受け止めるには、 「自治労の仲間に私と同じ経験を持つ いろんな意味で整理をしていく中 信頼し合える関係 相当

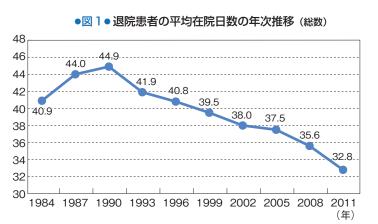
> 今、必要なことは何か。それは、 仲間に発信していこうと決心しました ことです ながら働き続けられる職場環境を求める らに共感することが多くなりました。そ です。同じ乳がんを経験したことで、 んな中、私たちの経験を活かし、 治療、 全国

TB B は、 をさすものとして考えました。 ス (以下WTB) は 対して、ワーク・トリートメント・バラン ワーク・ライフ・バランス (以下WL 「仕事と生活の調和」であるの 私がつくった造語です。 「仕事と治療の両立 Ē ŵ



連合奈良 事務局長

1995年自治労奈良県本部女性部長、2004年単組執行委員長、 2005年自治労奈良県本部副執行委員長などを担い、女性問題や人 権問題に取り組む。2007年から自治労本部中央執行委員、2013年 から奈良県本部副執行委員長、2015年11月より現職



WTBがキーワード 自分自身の体のケアを

※出所:厚生労働省「平成23年患者調査の概況」

ど他者を対象にしているイメージが大き 照)、何らかの病気に罹患し必要な入院 のトリートメントは自分自身の体のケア ると思います。でも主には育児・介護な であり、病気やけがなどの治療も含まれ 全般をさすものとして考えています。 いと思われます。それに対して、WTB 入院が短期間になる傾向になり(図1参 WLBのライフは個人の生活のすべて 医療制度改革の影響もあって、

では手術をしても長くて1ヵ月の入院で 度の定期検査の通院であったのが、 という形が増えています。 ヵ月間入院治療し、退院後は数ヵ月に 退院後に通院しながら治療を継続する 一昔前なら、手術が必要な病気なら数

乳がん治療について

は3ヵ月~半年に一度の定期検査が行わ スが多いとされています。その間、 ルモン療法」です。回数や内容も個人に が異なりますが、多く行われているのが よって異なりますが、 回、ホルモン療法は5年間というケー 個々人の症状や病状によって治療方法 抗がん剤治療、 放射線治療は20~ 放射線治療、 、多く

飲み続ける治療があります。 てからの治療が長いといわれています。 治療法で副作用に苦しむことが多くありま こういったことから、 (女性ホルモンの ホルモン療法の一例として、エストロゲ 一種)を止める薬を毎日 乳がんは退院 再発を防ぐ

> 毛」「コレステロールの増加 れ」「ほてり」「手のこわばり・ せんが、「関節痛」「眠気」「疲 す。これも一概には言えま しびれ」「骨粗しょう症」「脱

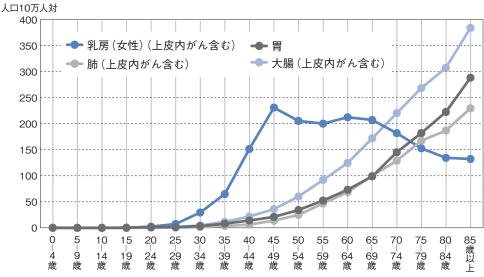
と考えます。 の課題は重要になってくる 療と仕事の両立」について 引き上げなど、ますます「治 改革の影響や、定年年齢 らっしゃいます。 働いている人はたくさんい さまざまな治療をしながら がん治療だけではなく 医療制度

を長く行うケースが増えています。

治療の後に、投薬やさまざまな通院治療

です。 うに、乳がんは他のがんに 身のケアが必要な時期なの を費やすのと同様に自分自 介護など他者のケアに時間 からも女性にとって育児や ています。そういったこと んセンターの調査で分かっ 比べて、30歳代から罹患者 が増えていくことも国立が また、図2のデータのよ

●図2●女性の乳がん年齢階級別罹患率 (全国推計値、2010年)



※出所:国立がん研究センタ

象は、病気とたたかっている証なのですが りといろいろな変化が起きます。 ています。 体型を揶揄するハラスメントが多く起き んだり、太ったり、痩せたり、 脱毛した その現

でもバランスが崩れると、 れでもかなわない場合には病気を引き起 を戻す自己治癒力が備わっています。そ 人間の体は実にデリケートで、 基本的にはそれ 何か少し

から顔や体型に変化のある人、目がくぼ

投薬治療にはさまざまな副作用がありま

ほてりから顔が赤くなる人、

むくみ

がらせ言動があります。

前述のように、

で起きるさまざまな体の変化に対する嫌

職場の問題として、投薬治療の副作用

病気に対するハラスメントに

ようとせず、ハラスメントを行うことは 係ありません。そういった状況を理解し 起きるものも多く、 ても、体のなんらかのバランスが崩れて る本人にとっては、何重にも傷つきます。 でいない表れですし、病気とたたかってい ト言動は、病気治療の理解が職場で進ん の症状に対して投げかけられたハラスメン 療が施されます。その副作用で現れた体 ぎたものを押さえたりするために投薬治 不足しているものを補充したり、増えす こし、さまざまな症状が現れます。そして、 言語道断です。 太る・痩せる・脱毛などは病気ではなく 自分の意思は全く関

がん対策情報センタ

策を強化していくことも必要です。 ディスン・ハラスメント」として今後、 また、病気に対するハラスメントは「メ いて正しい理解をする努力が必要です。 は、日常からあらゆるハラスメントにつ このようなハラスメントを防止するに

他人事ではない問題意識を

して他人事ではありません。 るのは2人に1人と言われており、 我が国においては生涯でがんに罹患す けっ

いく時代にきています。 自身のケアについてもっともっと考えて の人間です。メンタルケアも含めて自分 しい状況が続いています。労働者は生身 者の非正規化などにより、職場環境は厳 また、人員削減と仕事量の増加、

境改善に取り組んでいきたいと思います。 国の仲間と共有し、 ディスン・ハラスメント」の問題意識を全 「ワーク·トリートメント·バランス」「× 組合として職場の環

2015.11.12 自治労通信

ピンクリボンフェスティバルの

きながら考える

こういうイベントに参加することをきっかけに、自分の健康について考え直すのはどうだろうか キングやシンポジウムなどのイベントが開催された。働いていると、自分の健康のことは後回しになりがち。 10月に開催された。日本対がん協会、朝日新聞社などが主催するこの催しは、今年で13回目。 乳がんの早期発見や診断、治療の大切さを伝える「ピンクリボンフェスティバル」が今年も乳がん月間の 各地でウォー

孔がんは身近ながら

男月に元プロレスラーの北斗晶さんが、 9月に元プロレスラーの北斗晶さんが、 13年に、乳がんを公表、無事手 自身のブログで乳がんを公表、無事手 13年に、乳がん予防のため健康な乳 13年に、乳がん予防のため健康な乳 13年に、乳がん予防のため健康な乳

そこで毎年10月の乳がん月間に「た

発見すれば、90%以上の人が治るといとても身近ながんだ。乳がんは早期に人に1人が罹患するとも言われており、有名人に限らず、乳がんは女性の12

0人、仙台2500人、神戸3000

職場単位で動員された、と思われる企復する6キロコースに参加してきた。木ヒルズアリーナから表参道までを往このうち、東京で開催された、六本

でしまった。これはいけない。 ことは後回しになってしまう人が多い ではないだろうか。筆者も御多分に もれず、最後の健診から4年も経過し もれず、最後の健診から4年も経過し でしまった。これはいけない。

催、参加定員はそれぞれ、東京450のしく歩きながら、乳がん検診の大切のしく歩きながら、乳がん検診の大切のしく歩きながら、乳がん検診の大切のしく歩きながら、乳がん検診の大切のしく歩きながら、乳がん検診の大切

と大規模なものだ。

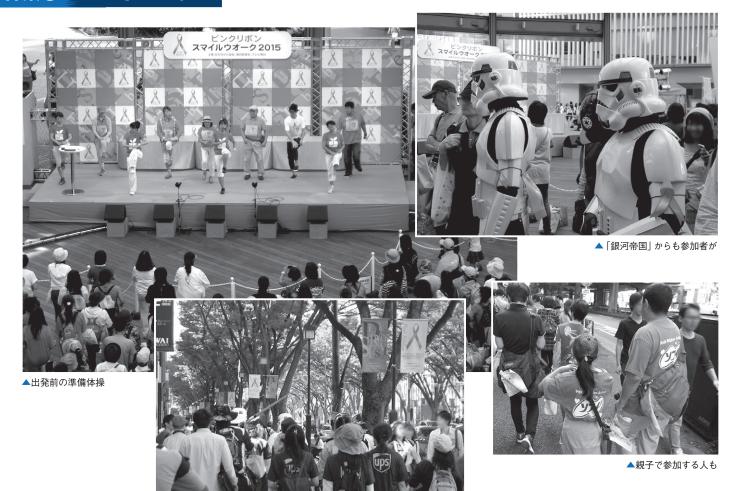
CHECK!

どんな人が乳がんに かかりやすい?

乳がんにかかるリスクは、誰にでもあり ますが、以下に当てはまる方は特に注意 しましょう。

- 40歳以上
- □初産が30歳以上
- □出産経験がない
- □家族(祖母、母、姉妹)に乳がんにがかった人がいる
- □ 初潮が早く(11歳以下)、閉経が 遅い(55歳以上)
- 体型が肥満気味
- -□乳腺疾患 (乳腺症など) にかかっ たことがある
- ------]過去に乳がんになったことがある

集まっていた。受付をして、パンフレッスプレしている人などさまざまな人が士のグループ、カップル、家族連れ、コサロゴ入りのお揃いTシャツで固まって



▲表参道にはピンクリボンのバナーが掲げられていた

はいからも、乳が体験的の大切さを伝えつづけます。 来年も実践でころわいただけます。

| 秋の街を歩こう|

所帯なので、アリーナを出るまで20分で梯団ごとに出発」だ。1500人の大し、準備運動をした後に、「隊列を組んは、一貫の上に出発」が、「は発集会で意思統一」の場合風に言うと「出発集会で意思統一」の場合は

きる。 気のウォ乳がんについて改めて考えることがで 肘を90時待ち時間にパンフを眺めているだけでも、 ったら、トや参加賞の入った資料一式をもらう。 が経過。

てっきり車道を歩くのかと思

気だ。

「気だ。

「など。

「など。

「ピンクリボンサポーター企業」

がは品を配布したり、特別価格での販

は供品を配布したり、特別価格での販

であり、参加者限定で

がしたりなど、どこも大賑わい。フ

がはいたりが近れでおり、参加者限定で

がはいるではピンクリボン運動に

でくれる仕組みだ。 マくれる仕組みだ。

げる。 もちらほら…。 折り返し地点&給水ポイントはラル いるので、とりわけアピール度が高 はピンクリボンのバナーが掲示されて なかの壮観だ。表参道に入ると沿道 道をピンクのゼッケンで歩く姿はなか テントで水を配布していたのが、 けて歩く。1500人の大集団が歩 飲食店やコンビニで休憩する人の レなまちのイベント感を一層盛り上 参加者は、 レンの前で、ラルフのロゴ入りの紺 折り返し地点を過ぎると、 全員ピンクのゼッケンを 緩やかなイベントだ。 沿道 オ

なった。 ルもなく、 不足も解消できた。また、 考えるきっかけになるし、 ことができた。乳がんについて改め けてゴール、 ルになることもわかった。いろいろ「運 がアピールになるのかしら、 結局6キロのコースを2時間20分 について考えることのできた一日と 1500人も集まれば相当なアピ ゼッケンだけで歩道を歩 無事 「完歩証」を手にする 最初 日 と思った 頃 はコ 0) 運

2015.11.12 自治労通信

衛生医療評

新公立病院改革ガイドライン 完全解説

S公立病院はなくなってしまうのか?:

→

2015年3月に厚生労働省から「地域医療構想ガイドライン」、総務省より「新公立病院改革ガイドライン」 載する。次号では自治労組織内議員のえさきたかしと衛生医療評議会の対談を予定。 組合がすべきことは何か? 今号から衛生医療評議会より前編・後編と2回にわたりガイドラインの解説を掲 が策定された。これらにより、地域医療再編は本格的に動き出す。医療のあり方はどう変わり、その時、

はじめに

う内容となっています。 の中で公的医療と公的病院のあり方を問 化社会の到来を見据えた社会情勢の変化 ライン」(以下、新ガイドラインとする) 立病院改革ガイドライン」(以下、旧ガイ を通知しました。この改革は少子・高齢 ドラインとする) に引き続いて、201 4年度末に「新たな公立病院改革ガイド 総務省は、2007年度に通知した「公

けられる労働環境整備」です を確立するために必要なものは「働き続 な産業であり、持続可能な医療提供体制 医療は人員・人材を必要とする典型的

> ても過言ではありません。 らも、その存在意義が問われていると言っ 切るのかは、医療を享受する住民の側か とともに、自治労がこの改革をどう乗り 13万人の自治労衛生医療評議会組合員

新ガイドライン策定に関する この間の経過〈図1〉

能の現状や、地域の将来的な医療ニーズ の客観的データに基づく見通しを踏まえ、 制度により把握される地域ごとの医療機 床機能報告制度)を早急に導入、②報告 能に係る情報の都道府県への報告制度(病 げられています。その内容は、①医療機 の導入と地域医療ビジョンの策定」が掲 革のポイントとして「病床機能報告制度 では、医療・介護サービスの提供体制改 た社会保障制度改革国民会議最終報告書 2013年8月6日にとりまとめられ

> 効あるものにするため、2014年6月 要がある、というものです。これらを実 の策定時期である2018年度を待たず 域医療ビジョン実現に向けては、病床の 医療構ビジョンを都道府県が策定、③地 医療機能ごとに医療の必要量を示す地域 その地域にふさわしいバランスのとれた 進法」とする)」が成立しています。 に「医療介護総合確保推進法(以下、「推 ては、国と都道府県とが十分協議する必 が望ましい、その具体的なあり方につい 必要、④地域医療構想は、次期医療計画 適切な区分を始めとする実効的な手法が に速やかに策定し、直ちに実行すること

事項などを盛り込み、地方公共団体に対 構想の実現にむけた取り組みと連携する 通知しました。新ガイドラインの方向性 月に「新ガイドライン」を各都道府県に 総務省はこれを踏まえ、2015年3 「推進法」に規定されている地域医療

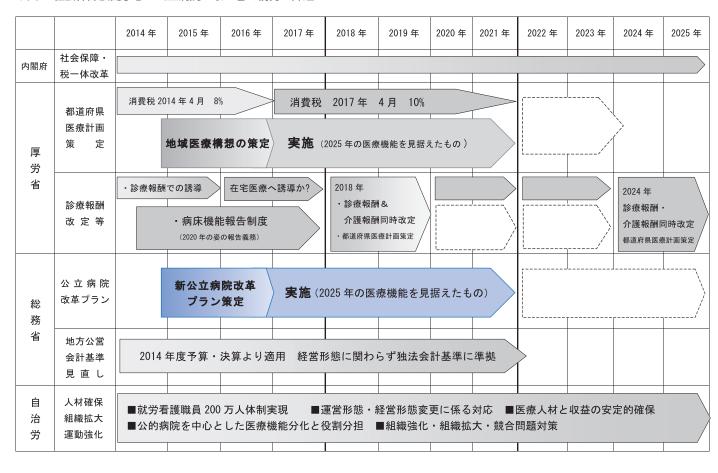
> 3つの視点 (再編・ネットワーク化、経営 とし、プランの内容は前ガイドラインの 015年度または2016年度、プラン えた4つの視点からなっています。 医療構想を踏まえた役割の明確化」を加 の効率化、経営形態の見直し)に、「地域 の期間は策定年度~2020年度を標準 する中身となっています。策定時期は2 して新公立病院改革プランの策定を要請

変化する医療のあり方 少子・高齢化、人口減少社会で

労は何をすべきかを見据えなければなり ていくのか、その時に労働組合は、自治 す。時代の要請の中で病院はどう変化し け、地域医療再編が正念場を迎えていま 急速に進展する高齢化、人口減少へむ

厚生労働省は、団塊の世代が75歳とな

●図 1 社会保障展開予想 公立病院を取り巻く情勢と課題



床)への病床転 する病床)から、 問医療の拡充手法などを考慮) 地域の将 地域全体の医療提供バランス、 とに(高齢化のピーク、 高度急性期・急性期(高度な治療を提供 ズ」に合致させるため、 来の医療需要を割り出すことになります 都道府県が、将来の人口変動や人口流出 入などのデータをもとに、二次医療圏ご この結果、 図2 「現状」を「将来の医療ニー 換が必要となるとしてい 回復期(退院にむけて病 病床数の削減と 医療人材確保 在宅・訪

えます。

トワークへの土台作りが行われたとも言

ン遂行の結果、

公・民を超えた再編、

ネッ

ライン」が、 ン」が各都道府県に通知されました。 病床機能転換にむけて、 に厚生労働省から このように、 総務省からは「新ガイドライ 在宅移行·病床数削減 「地域医療構想ガイド 2015年3月

1の向上をめざすとしています。 率化の同時達成のため、 た地域・在宅で患者のQOL・QOD(※注 する病院から在宅へと移行し、 高齢者に多い慢性疾患は労働力を必要と 病院・施設から地域・在宅させることを目 る2025年にむけ、医療の質向上と効 「地域包括ケアシステム」を推進し、 医療提供の場を 住み慣れ 640団体892病院のうち、

いくこととなります。 すべての病院の現在の病床機能区分と病 来の医療ニーズ」に沿うように再編して 床数、そして将来めざす医療機能の情報 14年10月から 「病床機能報告制度」 さらに、 これにより、 「現状」を把握するため、 「現状の医療提供体制」を「将 国・都道府県は、 2 が

また、「将来の医療ニーズ」については、

ため、 病院が地方財政健全化を妨げる要因とさ コストです。その上、 常収支の差が縮まったと評価しています。 3割から5割に改善し、 民営化が行われました。旧ガイドライ 「官から民へ」の流れの中で公的病院 人件費率を含め、 そもそも病院は経営体質が高

不採算医療などの 経費が高い公立

り方が見直されることとなります。 ことのできないその役割の明確化に重 病院を含むすべての医療機関を対象とし 域医療全体の効率化・再編のために公立 上と効率化の同時達成を目的として、 が置かれるものの、 度医療、 「新ガイドライン」では、公立病院は高 二次医療圏ごとに医療提供体制 不採算医療など公立でしか担 医療提供体制の質 旧 0) 地 向

旧ガイドラインと 新ガイドラインの相違点

総務省は、 旧ガイドライン (2009

-2013年度実施) により、

定前と比較して経常損益が黒字の病院は

プラン策 公立病院

民間病院との

一新ガイドラ

イドラインは公立病院を中心とした改

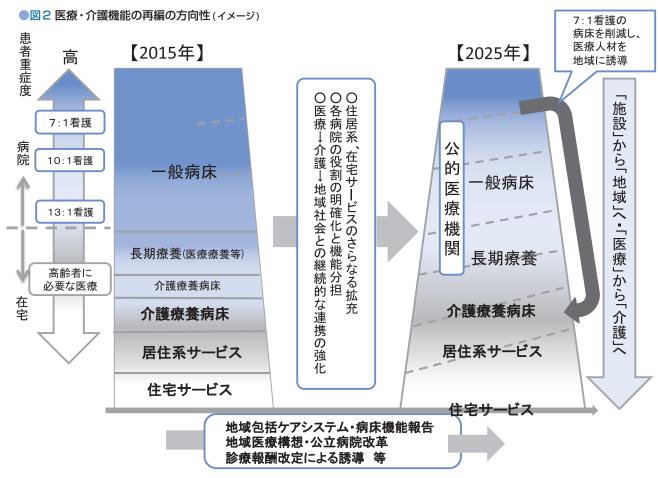
が強くありましたが、

結果として過剰病床の削減と機能分担

は地域医療構想をベースに としての側面が強くなってい

み、

病院の建て替え計画などをきっ



出所:厚生労働省資料 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001tg46-att/2r9852000001tgaz.pdfを再編

ランの策定のポイントは以下の内容です 旧ガイドラインのポイントに④が加わり 020年までに実施することを求めて 新ガイドラインによる公立病院改革プ

を踏まえ、

2016年度内に策定し、

2

域医療構想での必要病床数などの推計

総務省は新公立病院改革プランに関

ました。

の有無に関わらず、 経費削減・収入増加等の具体的な取り組 ること、さらに各事業所の現状に沿って を必ず数値目標設定し、経営を効率化 病院で「経常収支比率」「医業収支比率 ①「経営の効率化」については、 原則としてすべての

さらに、3年連続病床稼働率70%未満

統合、 いと言えます。 新ガイドラインの ネットワーク化が進む可能性が高 図3

けに公・民を超えたさらなる病院の再編

制度概要とポイント **図** 4

想プラン・公立病院改革プランが策定さ どのような形で機能再編されるのか」 を見極めることが重要となります。 れようとしているのかを把握し、 のうえで、 報収集に努め、 していることから、 ることとなります。この議論は現在進 あり方を議論・達成するプランを策定す 来の医療ニーズに応える医療提供体制 地域医療構想調整会議」を設置 地域医療構想策定にむけ、 どのような内容で地域医療構 「いつまで、 その議論を注視し情 どの病院 都道 方向 府県 将

■図3 公民を招えた病院再編統合の主な事例(今後の実施計画を含む)

■図3 公氏を超えた例院丹禰和日の土み事例(ラ後の夫地計画を含む)		
都道府県	統合病院	概要
群馬県 渋川市	渋川総合病院 (市立病院) と国立 西群馬病院の統合 (2016年4月)	新市立病院建設に伴い市立病院 を国立病院の指定管理移管
兵庫県 柏原市	日赤柏原病院の県立柏原病院へ の吸収(2018年度を目途)	建て替えに伴う公的病院の県立 病院への統合
兵庫県 姫路市	新日鉄広畑病院 (企業病院) の県 立姫路循環器医療センターへの 吸収 (2020年度を目途)	建て替えに伴う企業病院の県立 病院への統合
熊本県 玉名市	公立玉名病院(一部事務組合)、 玉名地域医療センター(医師会 立病院)、和水町立病院の統合 地方独立行政法人化構想(2020 年度を目途)	建て替えに伴い自治体を超えた 公立病院と医師会病院を統合し 地方独立行政法人化
沖縄県 名護市	県立北部病院と北部医師会病院 の統合計画	建て替えに伴い民間病院が県立 病院へ吸収

ればなりません。 となるため、 公立病院が、 能の見直しを検討するように指摘された 70%以下の病院、 て替えを予定している病院、 も含めた推進を示しています。 い介護関連施設との業務提携や再編統合 病床利用率の向上、 地域における病院間の重複機能の回避 みを明記することとされています ②「再編・ネットワーク化」については、 とくにこのような動きを注視しなけ 条件に該当する病院の場 再編ネットワーク化の対 地域医療構想で医療機 公民、民間参入の多 病床稼働 また、 建

●図4 新公立病院改革プラン

新公立病院改革プラン 4つの柱

①経営の効率化

- ○公立病院が担う役割の明記、 経常収支比率等の数値目標の設定 経営効率化
- ○医師等の人材確保・育成、経営人材の登用、 経費削減・収入増等の取り組み明記

②再編・ネットワーク化

○地域・病院間の機能重複、病床利用率が低水準、 公民の再編統合も含め推進

③経営恵形態の見直し

○民間的経営手法の観点から地方独法化、指定管理、 全部適用、民間譲渡の推進

④地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ○地域医療構想と整合性のとれた形での当該公立 病院の具体的な将来像を明確化
- ○地域包括ケアシステムの構築に向けて病院規模 に応じた果たすべき役割を明確化

まずは、何をすべきなのか!?

①近隣病院の機能把握

病院機能の競合はあるのか、医療需要が偏っていない か、診療科の重複はないか

②自己分析

財政分析、診療報酬の点検、病床稼働率など

③組合の強化

改革提案に対応できる交渉、単組執行部、県本部等と の連携体制強化

改革のポイントは 病院間の「協力関係」!

※再編ネットワーク化、経営主体の統合(経営形 態変更)を行わず、複数病院で以下の連携を取 ることでも「改革」となります。

- ①診療科目見直しなどの機能分担
- ②医師の相互派遣
- ③医薬品、診療材料等の共同購入
- 4)医療情報の共有等による 医療提供の連携体制の構築

※【総務省】「公立病院に係る財政措置の取り扱いについて(通知)」参照

4

ニーズ、

住民ニー

ズの把握、

医療労働

者 族 があります

病院現場では、

労働組合が患者・家

員を通して議会への意見反映を行う必

ることとされています

負担金の繰り出

し基準を記載

を講じる必要があります

対

視点を置いた理不尽な改革プランには組 受け入れざるを得ない改革となるかも 地域医療を支える公立・公的病院として 合としても反対し、 れません。 した病床の数合わせや、 高齢化・少子化という社会情勢の 「地域医療再編」は社会のニーズであり しかし、 議会への意見反映 住民のニーズを無視 経営改善のみに

自治労がすべきことは何か?

は

ります 時には大衆運動を展開していく必要があ

確化」 の病院については、 が規模別に担う医療の方向性を明確化に は1床当たり70万7000円) しなければならないとされ 合性を踏まえた上で、 を推進するとされています の対象が については、 - 地域医療構想を踏まえた役割の明 指定管理、 「許可病床数」 地域医療構想との整 現行の普通交付税措 全部適用 さらに、] (2014年度 れており、 方独立行政 から 公立病院 民間譲渡 (※注2 想・

法人化、 病床数」に変わることとなります。 民間的経営手法の観点から地 ③「経営形態の見直し」については、

て、

議会採決前の対策として、

協力

議

ゲッ 前 せる代弁者と言えます。 など自己分析を行 意見などを改革案に対 から県本部と単組との情報共有・ そして単組は、 トとなり得るか予想し、 病院の財政分析等を行 い、この改革のター して意見反映 提案される

担う役割に対応して一般会計が負担す

範囲についての考え方および

ることができる県本部の取り組みが重 なります そのためには、 県本部として都道

との意見交換の場を構築し、

地域医療構

再編の動向を常に把握すること、

そ

※注2 いかという概念 届け出た病床数の交付税措置が廃止される。 が2015年度から「稼働病床数」に変更される。 全体が完全に使用されていないような病床・休床を なく病床数を減らし、「休床の届け出」を行い病棟 普通交付税の算定基礎は、現行の「許可病床数」

医師・看護師が不足し、

止

に休床を届け出た病床分が交付税対象からはずさ 付税額の減少については、 稼働率と連動しているわけではないことに注意。 また、許可病床から稼働病床への移行に伴う交 2年目0・6、3年目0・3を復元し、 減少分のうち1年目 激変を緩和する措置が (2015年度) 0

の責任と権限がこれまで以上に強くなっ

ていることから、

都道府県に対策を講じ

地

域医療の再編に対

すでに都道府県

また地

!域医療構想や公立病院改革等の

概念。QOD (Quality of Death) とは「死の質」と 人間らしく、満足して生活しているかを評価する(Quality of Life)は、「生活の質」と訳され、※注1 人生の最期をどこで、 どのように迎えた

2015.11.12 自治労通信

今さら聞けな 憲法改正

集中連載 第3回(最終回)

法案 t 後の H

安全保障関連法案が強行採決で「成立」しまし 19日参議院の本会議において、 各種世論調査では、政府の説明が不十分と答える人が8割近くに上り、 体に不安が広がっています。そのような中で、 とは、民主主義・立憲主義を無視した暴挙と言えます。 1日発行)「安保法制特集」に寄稿いただいた、 法案成立後の5つの 課題について、より詳細に解説してもらいました。



安保関連法案 成立」後の課題

問題研究会の川崎哲代表の2015年9月19 題を提起しておきたいと思う(集団的自衛権 日の代表声明 [http://www.sjmk.org] の枠組 にコメントした内容を敷衍したい)。 みを参考とし、また私がすでに自治労機関紙 安保関連法案「成立」を受けて、今後の課

ない(委員会は未再開の状態にあった)。さら を超える)。委員長不信任動議否決後、 醐聡東京大学名誉教授等、賛同署名も3万人 ないという重大な疑義が提起されている(醍 である。現在、参議院特別委員会9月17日の に、直前に開催された地方公聴会の委員会へ 委員長による委員会再開の宣言がなされてい 採決が参議院規則や先例の要件を充たしてい 第1に、強行採決の有効性を問い直すこと

最高裁判事・長官を含む(左右・保革を問わな

もされる)、日弁連、

決定や安保法案は、

憲法研究者 (9割以上と 元内閣法制局長官、

元

的自衛権行使等を認める昨年7月1日の閣議

憲性については前号ですでに述べたが、集団 もそもの違憲性を問うことである。法案の違 なことであろう。

第2に、集団的自衛権行使を含む法案のそ

問わず澎湃としてあがっているのも全く自然 はこれまでの強行採決と比してさえも全く異 ているようには見えない)。こうした「表決 これらを推測させるような手続きすらとられ の起立者の多少を認定して、その可否の結果 るときは、問題を可とする者を起立させ、そ それが委員長を取り囲んだ中で一連の手続き 等が行われた記録はない)。しかも、委員長 速報版の会議録には、「発言する者が多く、 び採決を求める動議の提案も、法案の採決も、 そうした質疑中に行われる質疑打ち切りおよ 調査の結果について報告する」に違反する) の報告もなく(参議院先例280「派遣委員は 常であり、無効を主張する声が院内・院外を を宣告する」(137条1項)と定めているが を進めたのは前代未聞であり、これは議員の に最初に詰め寄ったのは与党議員(さらに多 議場騒然、聴取不能」と記されており、採決 していた総括質疑も行われず、そして、通常 委員長不信任動議前に委員長職権で行おうと 表決権が侵害された事態と評すべきであろう くは部外者たる委員外の議員とされる)であり (少なくとも外見上は) 行われていない (なお) (136条1項)、「議長は、表決を採ろうとす (参議院規則は、「議長は、表決を採ろうとす 表決に付する問題を宣告する」

はじめに

戦後70年を迎えた日本で、戦後最大の転換

これはまさに、平和と立憲主義の危機的事態 要だと考えれば法を破ってよいとする専制的 国家」としての国是が踏み破られようとして で「非立憲」的な政治手法が横行している いる。また、時の政権が政治的・政策的に必 る。安全保障関連法案の「成立」による軍事 点にもなりかねない危険な事態が進行してい しない〉という戦後日本の最大の原則、「平和 〈自国が武力攻撃を受けない限り武力行使は 大国化・戦争のできる国家への道である。今 るときは、

というほかない。



これらの問題の解決・改善のために現行憲法 手続き、戦後補償、地方自治・分権改革など 社会保障、貧困・格差問題、死刑制度、

は全く障害にならない。むしろ、改憲よりも

憲法理念を実行するための法律、すなわち憲

には思われるのである。

法関連法の整備こそ優先されなければならな

広島市立大学 広島平和研究所准教授・憲法学 かわ かみ あき ひろ 河上 暁弘さん

法律の違憲無効性を問い続けることの重要性 こうした違憲訴訟も含めて、 平和的生存権を侵害する危険性が大きい以上、 平和的生存を脅かすという点で人格権ないし めざす違憲訴訟の動きもある。法案が国民の 阪市長などが中心となった原告1万人規模を を指摘しておきたい。 前記閣議決定や

次の選挙で安保法制廃止や執行停止を可能と 運動の団結・拡大・深化が課題であり、 守などの平和・自治・立憲主義を問う諸々の 題や訓練・運用面の日米一体化や立憲主義遵 には、多様性を維持しつつも、沖縄辺野古問 られる)。こうした政治情勢を転換するため 民主主義観を持っているためであろう の選挙で政権を変えればいい)という独自の てば何をやってもいい(気に入らなければ次 り返しているが、これは首相自身が選挙で勝 断への信任・委任を強調)に傾いた答弁を繰 を常々強調する安倍首相自身が「法治」では うに見える。国際社会において、「法の支配 全体の政治姿勢の本音を示したものであるよ 関係ない」(礒崎陽輔首相補佐官)との発言は 安全保障政策上必要であれば「法的安定性は ものが「非立憲」的であるということである。 法を軽視し、憲法を蔑ろにする政治姿勢その 策が違憲であるということだけではなく、 ある。安倍政権の問題点は、 なく「人治」(法律の禁止規定ではなく首相判 (1930年代ドイツの政治状況を想起させ 補佐官の個人的見解というよりも安倍政権 第3に、安倍政権の政治責任を問うことで 個別の法律・政 そして

> するような政治情勢をつくることが必要であ 実行できなくなる)。 ろう(一院でも反対派が多数をとれば法律が

すでに、小林節慶應大名誉教授や山中光茂松 男)をも大きく踏み破る暴挙と言うべきである。 い)「法律家共同体」のコンセンサス(長谷部恭

の遵守が最低限必要である。そのためには の答弁や自国が「武力攻撃を受けた場合と同 である。 保障と国会による十分な審議・統制が不可欠 保護法廃止を含めた国民の知る権利の十全な 安全保障の領域を聖域とはしない、特定秘密 を充たさないという現在の政府見解の枠組み が明白」でない限り「存立危機事態」の要件 ではなく客観的かつ合理的に疑いなく」「危険 状況」であり、「単なる主観的な判断や推測等 様な深刻、 他国防衛目的の武力行使は禁止されていると ついても、 定していくことである。集団的自衛権行使に 力攻撃(あるいは実行の着手)をした事態に限 第4に、法運用でせめて相手国が日本へ武 あくまでも自国防衛目的に限られ 重大な被害が及ぶことが明らかな

ないことにこそあるように私には思われる。 ことよりも、むしろ多くの可能性を持った日 同参画、差別の禁止、教育内容への国家介入 本国憲法を持ちながら、それが実現されてい えよう」という改憲攻勢は強まるであろう。 てである。今後、「実態に合わせて憲法を変 今、最大の憲法問題は、憲法自身を変える 第5に、明文改憲問題への取り組みについ 環境、情報公開、 表現の自由、 男女丑

> 自体の危険性もあわせて認識しなればならな の下で、憲法や「法治」そのものを軽んじる 今の政治家たちに憲法に手をつけさせること いと思われる。そして、今のような政治情勢 憲法改正よりも

まずは憲法の完全実施を

な日本や世界を創造することが可能か」とい ということを強調することのみではなく、 スローガンへの拒絶反応も見られる。 他方、市民の文化水準が向上し、政策論なき らくなってきた状況も見られる(反対に「経 若い世代を中心に憲法第9条改正ということ スローガンをただ掲げるだけではやや抽象的 護」(反対、阻止、総決起、戦前回帰) などの 考慮しておきたいことは、「改憲反対、 させなければならない。ところで、その際、 それを改めて、主権者の手により憲法を実行 憲の政治」と言うべきものであった。今こそ 今後あわせて示すことも必要であるように私 った具体的なビジョンやグランドデザインも 正が我々の生活にいかに(悪)影響を与えるか 状況が可視化できている側面もある) と同時に、 済的徴兵」「雇用・労働の不安定化」など憲法 いかに影響するかについて、想像力の働きづ が現実具体的に政治のあり方や自らの生活に ではないかという点である。今や、一方で、 反対」などとただ抽象的に訴えたり、 振り返ると、戦後日本の憲法政治は、「違 日本国憲法の理念が実現したらどのよう 憲法改

流体碩 tai seki

総駆り立て体制」への懸念

経済的価値への

化された印象である。 で言えば、経済最優先主義の路線が強 造内閣の発足に伴い、「50年後も人口 出生率1・8、そして介護離職ゼロ」の このため「GDP600兆円達成、希望 1億人を維持」「一億総活躍」を掲げた。 新たな三本の矢を放つ」という。一言 10月7日、安倍総理大臣は第3次改

進行でなされ、成長が国民生活の希望 であった。年率平均9%を超える高い 京タワーのように「高く」がキーワード タント食品のように「早く」、そして東 時代は新幹線のように「速く」、インス の1964年には東京五輪が開催され、 1967年のことである。その3年前 流れたのは、高度成長期まっただ中の 経済成長と、国民生活の平準化が同時 森永エールチョコレートのCMソングが 「大きいことはいいことだ」で有名な

この均質的な国民生活と年々上昇する る「55年体制」と呼ばれる政治体制は、 とって極めて都合が良かった。いわゆ 均質的な国民生活は、統治する側に

> 当時の政府自民党の役割は、「大きくな ならない仕事は、受益以上に「負担の り続けるパイ」の利益を分配する「すり 分配」である。この差は大きい。 合等に鑑みれば、現在政府がなさねば 上昇していく社会保障費や国民負担割 あわせ機構」であった。一方、今日の年々 GDPを背景に、安定的に推移していた。

当たり実質GDPから労働者1人当た するという 「人口オーナス (負荷)」 局面 齢者が多くなりすぎて、 これが、急速な高齢化にともない、2 年から70年まではプラスとなっていた。 りの実質GDPを引いた成長率は、55 比して高齢者・子どもの数が少なく 成長に寄与していた。生産労働人口に に入っているのである。 現在日本は、生産労働人口に比して高 000年以降はマイナスとなっている ス」期であったためである。国民1人 生産性が向上するという「人口ボーナ 高度成長期は、人口動態もまた経済 生産性が低下

日現在、1億2708万人だが、国立 日本の総人口は、2014年10月1

け、

以下になる動物は絶滅危惧種の目安と では、三世代「90年間」で個体数が半数 将来推計人口2012年1月推計 に近しい速度で減少することが予期さ なるが、このままいけば日本人はこれ 50年後の2060年には8674万人 位推計)」によれば、2030年の1億 社会保障・人口問題研究所の「日本の 環境庁が発行する「レッドデータブック」 になると推計されている。余談になるが、 1億人を割り込み9913万人となり、 1622万人を経て、2048年には

年齢人口の減少が続くため、高齢者人 減少に転じるものの、年少人口と生産 は2060年には39・9%に達する。高 はない。高齢化率 (65歳以上人口比率) 齢者人口自体は2042年をピークに 口割合は相対的に上昇し続けることが 日本の人口は、ただ減少するだけで

010年の8173万人から減少し続 2060年には4418万人とな 方、生産年齢人口 (15~64歳) は2

20



・社会学者

早稲田大学大学院社会科学研究科博士後期課程単位 取得満期退学。立教大学社会学部兼任講師。著書に「シ ングルマザーの貧困』(光文社新書)、『「居場所」のない男 「時間」がない女』(日本経済新聞出版社) ほか。最新刊 で上野千鶴子との対談 「非婚ですが、それが何か!?結

婚リスク時代を生きる」がビジネス社から絶賛発売中。

のみ、 社会科学に援用して考えれば、 立て体制」 組み」という意味だが、 ハイデガーが『技術論』の中で述べた Ge-Stell」である。 一大臣の演説は、 一浮かべたのは、 この言葉を読んで最初に筆者が思 すべてを駆り立てていく、 自然を人間に役立つものとして などとされている。 自然科学だけではなく、 「あらゆるものは経済 哲学者マルティン・ 直訳すれば「立て・ 定訳で「総駆り 近代技 安倍総 とい

50・9%となることが予期される。 年には60%を下回り、 年の63・8%から低下し続け、 総人口に占める割合は、 これには移民の大量受け入れな 2060年には 2 0 1 0 2 0 1 7 もち あるまいか。

る。

ろん、

どの変数を加味してはいない。

今以上 はまる。 八 口 や G D P の ?なりの部分将来推計がそのまま当て 景気予測などと比べて、 のGDP拡大路線を計るのか この人口動態で、 極めて前時代的といえる。 「規模」にばかり執着す 人口動 いかにして 態は

力的 あり、 者、 は と動員することが眼目だろう。 にくいとの批判もあるが、 理大臣は加藤勝信を「1億総活躍担当 Dynamic Engagement All Citizens] 🌣 |Minister in Charge of Promoting に任命した。 な参画推進担当大臣」となる。 これを直訳すると「全国民の精 :害の有無を問わず経済活動へ 目標を達成するため、 具体的な役割が見え 女性や高齢 安倍総 英訳で

た。

可

的価値あるものへと、すべてを駆り立て、 総動員せよ」という主張になるのでは

秋は、 され、 これらは、統治し管理する側のコント かりである。 着々と進められているようだ。実際今 イナンバー ロールの可能性を拡大する類のものば え得る法案が次々と可決されていった。 この「総駆り立て体制」への下準備は、 決、 私たちの生活に大きな影響を与 同時期に労働者派遣法改正案も 同法は9月30日から施行となっ 法改正案が賛成多数で可決 たとえば9月上旬にはマ

それ以上に管理する国の利便性の側面 から見たメリットは大きいからだ。 ぼしなく課税され得るなど、 は正確に補足され、金融所得は取りこ が大きい。 利便性を向上させる点が期待される一方、 マイナンバー法は、 国民が国内に保持する財産 個々人の生活の 国の財源

らなる非正規雇用化が進む基盤となった。

筆者が危惧するのは、

じ部署で働ける期間を3年に制限する 制限を撤廃し、 じ部署で働き続ける期間に制限はなか つ される26の業務では、 フトウエア開発」などの専門性が高いと 側にとって都合の良い法律である。 っていた。 正前の労働者派遣法では、「通訳」や「ソ 26業務」 た。 は原則1年、 派遣法改正もまた、雇用し管理する 他方これ以外の業務は、 だが今回の改正では、この「専 が廃止となり、 1人の派遣労働者が同 最長でも3年までとな 派遣労働者が同 派遣期間の 派遣期 改

> れた。 同じ構図のようにも見える。 ごとに人を入れ替えれば、 という。 れると同時に、 が施行され、 1999年に改正男女雇用機会均等法 返されてきた政府の「女性分断統治」と 義務づけられた。これはたびたび繰り に向けた行動計画の策定などが新たに 01人以上の企業は、女性の活躍推進 性活躍推進法」が可決され、 ことができるとの批判が上がっている。 ない低賃金の派遣労働者を使い続ける 業務でも期間の制限なく、 派遣の多数派は女性だが、今年は「女 エリート層の女性重用が喧伝さ 同法改正により、 同年派遣法もまた改正さ マスの女性従業員のさ 昇給昇任の どのような 企業は3年 たとえば、 労働者3

の中で、 に偏重した家事育児介護などのケアワ のは、 無償労働をあわせた 盤をいっそう解体し、 0) かと申し述べたい の内閣改造演説には、 適正な待遇を与えること、 に十分活躍している女性たちに必要な 先進国で一番長い点を指摘した。 時間を際限なく奪う事態である。 『居場所』 ク負担を軽減することである。 「新しい三本の矢」が、 雇用市場へと引き出すこと以上に、 これなくして何の「女性活躍 私は日本の女性は有償労働 のない男、 「総労働時間」 「時間」がない女 とりわけ女性の この視点が皆無 国民生活の基 安倍総理大臣 そして女性 すで 拙書 し
は

厳しいから、 弱いから、3万人の 力をあわせて団結だ!

本部お国自爆 新潟県本部

Tour Guide

自治労は、47都道府県のすべてに県本部があり、県内の 加盟組合と連携しながら、地域の事情に応じた運動を行っ ています。このコーナーでは、それぞれの県本部委員長か 県本部の特徴や運動を紹介(自慢)していただきます。

> 知ってくんなせ おめさん、新潟んこと

新潟県本部の組織人数は約

3万人で、構成は県職労8千

人、市職労20単組1万5千人、

日本酒、雪が思い浮かぶので 新潟県と言えば、米どころ、

ご存知のコシヒカリです。 新潟の代表的な米は皆さん

町村職労8単組1千人、公共

民間29単組6千人となってい

道府県立としては唯一の日本

な意味です。

新潟県には、

酒専門の試験場、

醸造試験所

近年では、 物など、楽しみ方は多彩です。 旬の魚介や野菜を使った食べ す。海や山でのアウトドアや、 季の変化がはっきりしていま 心部に位置し、 新潟県は日本列島のほぼ 個性豊かなご当地ラーメ 伝統ある花火大会 春夏秋冬、

新潟県本部 執行委員長

齋藤 悦男

ンなども、注目を集めていま

ます。淡麗辛口とは、きれいで、 が有名です。 飲みあきしない、というよう すっきりして、あとに残らない、 いわゆる「淡麗辛口」と言われ 麒麟山、久保田、八海山など となっています。 日本酒は、北雪、〆張鶴 新潟のお酒は、

新潟県の加盟単組00組合



加盟単組

しょうが、 びることとなりました。 お酒と旬の食を味わいに是非 ど雪が積もりません。 の雪を心配される方もいるで 016年は3月12日(土)、 酒の陣」は全国的に有名で、 酒がこれまで以上に注目を浴 化されたこともあり、 が週刊誌に連載され、ドラマ に貢献しています。 があり、 (日)に開催されます。 県内清酒産業の振興 新潟市内はほとん 「夏子の酒」 新潟の 13 2

で流通しています。とりわけ、 に光り輝く稲」という願いから シヒカリという名前は「越の国 命名され、市場では「新潟一般_ |魚沼」「岩船」「佐渡」の4銘柄 魚沼コシ」は人気のブランド

≋≋ 現業で12人採用

規採用を確認したところです。

職労など5単組で12人の新

ぎた人員削減により、技術伝 その例外ではありません。と 込まれています。新潟県も、 託化など、厳しい状況に追い ている労働組合ではありませ 承はおろか日常業務にも支障 場は、 かし私たちは、それで黙っ 出る状態に至っています。 わけ、現業職場では行き過 全国的に現業や公営企業の 退職不補充や民間委

新発田市職労では、毎年6

営堅持を求めてきました。20 員の正規職員による補充と直 14闘争では、県職労・新発田 公企統一闘争」を取り組み、欠 新潟県本部では毎年、「現業・



▲現業・公企総決起集会での力強い団結がんばろう

職場での人員要求を積み上げ 現業職場の直営堅持を求めて 部局別交渉・人事課長交渉で されている職場、欠員のある きました。定年退職者が予定 回答を引き出してきました。 行政サービスの水準向上のため 県職労では、危機管理体制

開催しています(写真)。今年 0 月 総体でたたかうことを意思統 も356人が結集し、 合員が集まる決起集会を毎年 採用を6人獲得できました。 闘争にあわせて、全県の組 14闘争では調理師の新規 の人員要求に取り組み、 また県本部では現業・公企統 県本部 2

提出・交渉・協約締結のサイク ていきます。 業評議会の組織強化をはかっ ル確立と、現業評議会・公営企 引き続き、全単組での要求

しました。

≋≋ 地域医療を守る

再 立2病院と市立2病院を再編 本県でも、魚沼地域にある県 編が進められてきました。 全国各地で自治体立病院の 公設民営の魚沼基幹病院

> 編が進められてきました。 を核とする地域医療体制の 再

異動などの対応により、現業 を守ることができました。 の公設民営が避けられなくな や住民と連携しながら、より や臨時職員を含め完全に雇 分を守る運動にシフト。人事 ったため、組合員の雇用と身 きました。しかし、基幹病院 よい地域医療の確保を求めて は対策委員会を設置し、 この再編にあたり、県本部 単組

院の一つである新潟県厚生連 動を行わなければなりません。 の取り組み総括を活かし、 医療再編が進みます。魚沼 2014年には、公的三病 今後も経営形態見直しを含 運

ナースカフェ第2弾:厳選深煎り編

▲地域医療集会の分散会「ナースカフェ」、職場の悩みを話し合う参加者たち

げた第2組合との組織競合に 2013年に経営側が立ち上 関係を維持してきましたが、 同労組は、比較的良好な労使 の労組が自治労加盟しました。 は、組織競合対策や地域医療 直面しています。自治労・連合 を守る取り組みを支援してき

が参加し、自治労のスケール 厚生連労組からも約110人 取り組みの支援を行っていき て歩み出しました。引き続き 新潟で開催しました(写真)。 を行うなど、組織強化にむけ てからも参加者が集会の報告 メリットを体感。職場に戻っ 本部が「地域医療全国集会」を 組の組織強化を目的の一つとし 2015年2月には、 同労

≋ 保育集会に来なせや

起する自治体要請行動に取り うものです。新潟県本部でも、 保」「質の拡充」をはかるとい として、子育て支援の ック別保育集会 (=ほっといき 組みました。また、 新制度開始を受け、 しました。消費増税分を財源 子育て支援新制度」 がスタート 2015年4月に 「子ども 「地域ブロ 本部が提 一量の確

ていきます。 見られないため、2015確 実態把握に努めてきました。 施後の保育所・幼稚園職場の 所で開催しながら、新制度実 定闘争でも取り組みを提起し しかし、 いき集会)」(写真) を県内6 要請行動は広がりが か

の仲間の来県を心よりお待ち と考えています。 に取り組みを持ち寄れるよう、 おける保育運動を一段と強化 これと並行しながら、当県に 受け入れ準備を進めています。 現地実行委員会を立ち上げ、 国保育集会」を新潟市で開催 します。当県本部としても、 2016年には、本部が「全 集会の分科会やレポート へのサポートを進めたい 全国の多く



▲ほっといきいき集会、職場の話を気軽に意見交換

しております。

ともに声を上げて 明るい未来を

咲かせよう

書き起こしてみます。

せる行動をともに

ど、集団的自衛権行使の理由

や邦人を救出する米韓防護な

として安倍総理が例示してき

たものがことごとく修正・撤回

って、

ホルムズ海峡の機雷除去

成立させられましたが、その

戦争法案は強行採決により

審議過程での野党の追及によ

自民・公明の与党と次世代の党・ 間を振り返って見ても、 とても可決し 採決の不存在であるとの声があ ばなりません。

孝 江崎 参議院議員

肉弾戦です。 驚いた僕らも委員長席に駆け いった議事再開の定例を省き、 提出していました。午後に入り、 池特別委員長の不信任動議を 込み、与党議員と掴み合いの その時を待っていた自公の少々 発言を行いました。 それを見 すると「議事を再開します」や て再び委員長席に座ります。 決された後、 不信任動議が採決によって否 に雪崩れ込むではありませんか 大柄な議員たちが、委員長席 た自民党理事が合図を出す いきなり法案採決に入る旨の 「速記を起こしてください」と た鴻池さんが動議否決を受け 任を解かれてい

法案強行採決の瞬間

した。背広が破れた人もいま 長席周辺。私もその中にいま した。いつもなら総理が座って と怒号。乱闘状態になる委員 騒然となる委員会室。ヤジ

数の国民の声を無視し、数の

または廃案を求める圧倒的多

つめていました。

しかし、

法案の慎重審議

律を制定する根拠たる「立法事 を余儀なくされ、そもそも法

実」がない、と安倍政権を追い

破壊であり、 はできません。 月17日の採決の様子を以下に の混乱は皆さんご存じのこと とは、立憲主義と民主主義の 論理だけで強行採決されたこ と思われますが、私の見た9 特別委員会での強行採決時 断じて許すこと

この日の午前中に野党は鴻

らに、与党議員でも7回も8 再開されたと言えません。さ まの現実です。 っています。これが、ありのま この採決には手続きの瑕疵

けた私は、頭上の委員長席に いる席の肘掛け部分に足をか 採決の瞬間のことでした。 なことは感じる余裕もありませ ど体を打ったはずですが、そん み外し大きく転倒です。 痛いほ した。その瞬間、なんと足を踏 党議員に掴み掛かろうとしま いる (あの髭の) 佐藤正久自民 んでした。情けないですが強行

ようなものでした。 ところ、速記者の記録は次の 速記録(未定稿)を取り寄せた

○理事(佐藤正久君)鴻池委員 速記を止めてください。 長の復席を願います。

○委員長 (鴻池祥肇君) …… (発 [速記中止] [理事佐藤正久君退 言するもの多く、議場騒然 委員長着席

「委員長退席」 午後4時36分 未定稿は、ここまでで終わ

回も起立した委員がいたように、 発言がなく、委員会は正式に を起こして」との鴻池委員長の まず、議事再開の宣言や「速記 が2点あることがわかります。

載を決めたとのことです。

あの混乱の中では、可決す

その時の安保特別委員会の

なかったのです。 否などが確認できる状況では であり、 議場騒然、聴取不能」の状況 法案採決の宣言や替

事により確認されたものでは なお、両案について附帯決議 も可決すべきものと決定した。 議録には、[委員長退席] の後 ては、理事会において各党理 を行った。」との一文が追加さ に「質疑を終局した後、いずれ 前8時に公開された参議院会 れていました。この記載につい しかし、10月10日 (土) の午 鴻池委員長の判断で記



9月17日 参議院安保特別委員会 強行採決の瞬間



▲9月15日 戦争法案廃案を求める国会請願デモを激励

たまりません。

の10月1日、 軍事偏重の危うさ 戦争法制成立から約半月後 防衛装備庁が発

戦争しない国を変えられては これは強行採決などではなく むしろ採決の不存在ではない は確認できなかったはずです。 べきと決定できるような事実 ったとする、こんな乱暴極まる でしょうか。なかった採決をあ 70年間にわたる

議会運営で、

へと回帰させる安倍政治を終わ

9月19日未明、 参議院本会議にて安全保障関連法案、 たとは思えません。 この混乱した採決について、 憲法学者からは、 横暴な議会運営によって政治を決める政権は ·日も早く打ち倒さなけれ

複合体の影響力が、我々の自 国大統領のアイゼンハワー氏は、 の道をひた走っているのです。 由や民主主義的プロセスをけつ 部に位置づけています。今や「経 1961年の退任演説で「軍産 済成長のため」として政官財が 防衛産業の発展を成長戦略の 言われています。同時に政府も からの強い要請が背景にあると 緒になり、軍産複合体構築へ 軍人出身であった第34代米 武器輸出の促進は、経済界

的に担う防衛省の外局です。 調達、他国との共同開発を一元 開発(と言う名の輸出)につい 衛装備庁の発足により、今後 年4月、武器輸出三原則を改 決されました。これに先立つ昨 新・次世代などの賛成により可 正案にて提案され、与党と維 足しました。武器の輸出や輸入 て協議が行われているという話 わが国は本格的に武器輸出し 議決定されています。今回の防 た「防衛装備移転三原則」が閣 定して武器輸出を原則解禁し 防衛装備庁は今年の通常国会 トラリアとの間で潜水艦の共同 ようとしており、すでにオース に提出された防衛省設置法改 警戒することが必要です。

発想は、戦前の「産めよ増やせ 発言です。子どもを産むこと そういう形で国家に貢献して よ」政策を想起させます。 が国家への貢献であるという たくさん産んでください」との くれればいいなと思っています。 の結婚を機に、ママさんたちが ついて触れた菅官房長官の「こ い例が、芸能人の結婚報道に 緒に子どもを産みたいとか 安倍政権の軍事偏重的体質 他にも垣間見えます。良

出大国となるのです。

アメリカとロシアに次ぐ武器輪 です。合意されれば、わが国は

億総玉砕」や「1億総動員」な 1億総活躍」にも、どこか「1 安倍政権が突然掲げだした

軍産複合体の危険性について うにしなければならない」と 軍産複合体が我々の自由や民 に平和国家を堅持してきた我々 線へと突き進んだ結果、世界 警告しました。しかし、197 及ぼすことのないよう、十分 主主義的プロセスに影響力を は、米国のような国をめざさず、 なりました。70年間戦争せず 付けて武力行使をする国家に 紛争解決のためという理由を 中どこへでも米軍を派遣し 合体と一体となった軍事強硬路 オコン) を中心として、軍産複 0年代の米国は新保守主義(ネ して危険にさらすことのないよ しょう。

\終わらせるために を上げ続けています。 戦争法制廃案、安倍政権退陣 日を忘れない」を合い言葉に、 そうという市民たちは「9月19 られた「国民の尊厳」を取り戻 先する政権によって踏みにじ どはどこにもなく、国家を優 参議院選挙で与野党逆転の声 法案成立後、挫折ムードな

を感じるのは私だけではないで ど、戦前や戦時中の「におい」

安倍政治を

集会を開催してまいります。 と連携して議員会館での院内 ることを決めました。私が事 戦争法廃止にむけた国会正門 まっています。また、総がかり 訴訟も提訴にむけた準備が始 や日弁連による戦争法の違憲 求める署名活動や、学者の会 ム」も総がかり行動実行委員会 務局長を務める「立憲フォーラ 前集会などを継続して開催す 行動実行委員会は毎月19日に 実行委員会」による法の廃止を い・9条壊すな!総がかり行動 委員会を含めた「戦争させな 戦争をさせない1000人

治を終わらせる行動をともに 安倍政

していきましょう。

諦めず、ひるまず、



と育児を両立するために

~ 育児休業等と不利益取り扱い



夫婦ともに地方公務員です。現在は育児休業中ですが、職場に復帰した後、保育 児休業をとることで、昇格できないなどの差別にあうことはありませんか? 業をとることも考えています。夫も私と同じように育児休業をとれますか? 務時間を短くすることはできますか?(また、私が職場復帰した後、夫が育児休 園のお迎えの時間に間に合うかとても心配です。あらかじめ残業を断ったり、勤

育児休業等の 制度の概要

育児休業制度

だし、職員であっても、後述 関する法律〈以下、「地公育休 児休業をとることができます の3歳の誕生日の前日まで育 満の子を養育するために、子 権者の承認を受けて、3歳未 法」といいます〉2条1項。た (地方公務員の育児休業等に 地方公務員の職員は、 任免

> 場復帰した後に配偶者が育児 ことができ、夫婦同時に育児 休業をとることもできます。 相談者が育児休業をとり、職 休業をとることもできます。 ている職員も育児休業をとる 児休業をとることができます 女性職員同様、男性職員も育 める職員は対象となりません) に類する職員として条例で定 臨時的任用職員そのほかこれ する並立任用短時間勤務職員 配偶者が育児休業等をとっ

情がなくても再び育児休業を ら57日間を基準として条例で られますが、子の出生の日 3条の4)。 規19―0(職員の育児休業等 育休法3条1項ただし書、人 条1項ただし書、 取得できます(地公育休法2 員は、条例で定める特別の事 後パパ休業)をとった男性職 定める期間以内に育児休業(産 国家公務員

超過勤務制限

した後、子の養育のために残 育児休業をとり職場に復帰

項

17条1項、

同法施行規則 16条の8第1

公育休法19条1項)。勤務し

61条16、19項、

場合を除きます(育児休業法

て子ども1人につき1回に限

なお、育児休業は原則とし

勤務職員を除く)、 歳未満の子を養育する短時間 れた期間が1年未満の者(3 方公共団体で引き続き任用さ 除きます)。また、 勤務が制限されます。 があります。3歳未満の子の 場合には、超過勤務制限制度 業を免除してほしい、という の所定労働日数が2日以下の 務の運営に支障がある場合は が制限されます(ただし、公 150時間を越える超過勤務 した場合は、月24時間かつ年 が、子を養育するために請求 小学校入学前の子のある職員 長することができる場合に、 めに請求した場合には、 ある職員が、子を養育するた 36協定によって勤務時間を延 ② 1 週間 当該地 また、 超過

◆答える人◆



休日、休日、休暇等に関する 条例案 (平6・8・5自治能第 30条の8、31条の3)。 なお、職員の勤務時間、 週

●部分休業

65号別紙)が示されています。

業)を利用することも考えら う場合は、1日の勤務時間の を短縮して勤務したい、とい イムで働くのではなく、時間 部を休業する制度(部分休 育児休業あけすぐにフルタ

ないことを承認できます(地 養育するために請求した場合 の一部 (2時間以内)を勤務し 定めにより、1日の勤務時間 と認められるときは、条例の は、公務の運営に支障がない の子を養育する職員が、子を 任命権者は、 小学校入学前

自治労常駐顧問弁護士

上田 貴子

て給与が支給されます(同条て給与が支給されます(同条は、企業職員および単純労務職員並びに独法職員は適用されません(地独法職員は適用されません(地独法職員は適用されません(地対法職員は適用されますを条例割5項、地方独法法3条1項割5項、地方独法法3条1項割5項、地方独法法3条1項割5項、地方独法法3条1項割5項、地方独法3条1項。

育児短時間制度

です(「並立任用」(同法13条))。 きる点がこの制度のメリット 勤務時間の2分の1であると 児短時間勤務職員その他これ ます (同法10条)。 ただし、 時間帯に勤務することができ ターンから選び、希望する日、 のまま、規定された5つのパ 養育する職員は、任命権者の 改正地公育休法により、 育児短時間勤務職員を任用で きは、同じ職にもう1人他の 時間勤務の勤務時間が、 める職員を除きます。育児短 に類する職員として条例で定 承認を得て、常勤を要する職 ました。小学校入学前の子を に育児短時間制度が導入され 2007年8月1日施行の 前の 新た 育

不利益取り扱い等を理由とする

ない時間については、減額し

程高裁(最判平成26・10・ 程高裁(最判平成26・10・ 程高裁判所民事判例集8 を8号1270頁)は、妊娠 中の軽易業務への転換を契機 中の軽易業務への転換を契機 中の軽易業務への転換を契機 中の軽易業務への転換を契機 中の軽易業務への転換を契機 として降格させることは、原 として降格させることは、原 として降格させることは、原 として降格させることは、原 として降格させることは、原 として降格させることは、原 とする不利益取り扱いにあたり違 る不利益取り扱いにあたり違 とする不利益取り扱いや、職 とする不利益取りが広く認識さ ハラスメント)」が広く認識さ れるようになりました。

由が客観的に存在する場合は 休業法違反になります(ただ 雇用期間均等法、育児・介護 行った場合、原則として男女 機として」不利益取り扱いを 妊娠、出産、育児休業等を「契 出しました。これによると け雇児発0123第1号)を 釈通達(平成27年1月23日付 児介護休業法) についての解 取扱い」(男女雇用均等法、育 休業等を理由とする「不利益 をふまえ、妊娠、出産、育児 厚労省は、前記最高裁判決 労働者の同意に合理的理 特段の事情が存在すると

> 害する、が例としてあげられ 雑務をさせるなど就業環境を ⑪仕事をさせない、もっぱら 不利益な自宅待機命令、⑥降 ん)。不利益取り扱いは、①解 例外として違反にあたりませ るか否かで判断されます。 基本的に時間的に近接してい ています。「契機として」は、 事考課で不利益な評価を行う、 配置変更、⑩昇進・昇格の人 る不利益な算定、⑨不利益な 格、⑦減給、⑧賞与等におけ 働契約内容の変更の強要、⑤ を非正規社員とするような労 引き下げ、④退職又は正社員 ②雇止め、③契約更新の

地公育休法も、育児休業(同様に考えることができます。 司、16条)を理由とする不 3 項、16条)を理由とする不 3 項、16条)を理由とする不 間様に考えることができます。 同様に考えることができます。 同様に考えることができます。 同様に考えることができます。 一相談者の配偶者が、育児休業(同大きをしたことを契機に、昇進・昇格 大ことを契機に、昇進・昇格 大ことを契機に、昇進・昇格 大ことを契機に、月近休業(同法9条)、育児依業(同法9条)、育児依業(同法9条)、育児依業(同法9条)、

ハラスメントとは

ことを阻害するハラスメント 男性職員が育児休業をとる

メントは、許されません。 は「パタニティ・ハラスメント」は「パタニティ・ハラスメント」は「パタニティ・ハラスメント」 ない いっこ は 「パタニティ・ハラスメント」

裁判例でも、男性看護士が3ヵ月の育児休業を取得したことを理由に職能給の昇給をさせなかったこと、育児休業を理由に職能給の昇給をきが、育児休業を受験させなかったこ格試験を受験させなかったこ格試験を受験させなかったこ格試験を受験させなかったこ格試験を受験させなかったこ格試験を受験させなかったことが、育児休業を理由とするとが、育児休業を理由とするとが、育児休業を理由とするとが、育児休業を受験させなかったことが、育児休業を受験させなかったことが、育児休業を受験させなかったことが、育児休業を受験させながあり、注目されました(大阪高判平26・7・18

防止するためには

こる背景には、育児休業等がこる背景には、育児休業等がいての認識不足や、仕事と家いての認識不足や、仕事と家庭的責任を両立することへの庭的責任を両立することへの庭的責任を両立することへの庭があります。より世解のなさがあります。より世解のなさがあります。よりという職場環境があります。よりという職場環境があります。

ハラスメントが発生した場てなどを当局に求めましょう。「環境の整備、ハラスメント対で窓口やガイドラインの作成の整備、ハラスメント対域を当局に求めましょう。

合は、個人だけの問題にせず、合は、個人だけの問題として、組合で取り組むことが重要です。で取り組むことが重要です。 代事・公平委員会への措置要 が等を検討したり、前述の育 就等を検討したり、前述の育 が、業等を理由とする不利益 見休業等を理由とする不利益 見休業等を理由とする不利益 見休業等を利用することも考

おわりに

ださい。 T'S CHALLENGE 男 度のさらなる充実が今後の課 職員等の育児休業制度の制度 あげています。臨時・非常勤 を実現することを基本理念に と家庭生活が両立できる社会 イドブック」も是非ご参照く 女平等の職場づくり 題です。自治労発行の「LE 化、仕事と生活の両立支援制 ことができるよう、職業生活 育、家族の介護等で協働する 活躍推進法は、男女が子の養 2016年4月施行の女性 要求ガ

筋肉 骨」を使え! より レビに著者登場 注目の 考案者と武術研究の第一人者が白然対論 ストレッチの常識が覆る! 9万部!

「筋肉」よりも 「骨」を使え!

甲野善紀、松村卓 著 ディスカヴァー携書 本体1,000円+税

常識が変わる日は近い? スポーツ科学の

なってきたようだが、 運動に明け暮れて2ヵ月。 く変化していることに。 づいてしまった。 しろ重くなった気すらある。 ーンを手に入れた。それからせっせと腹筋 気持ちは常に若いつもりだが、 さっそく簡単に起き上がれる腹筋マシ 体の方は着実にだらしな 痩せた感覚はなくむ 筋力の無さも痛感 ややお腹も固く ついに気

異論を唱える両氏が、 を効率よく最大限に引き出すかについて対 役に立たない」というからだ。 口を揃え、さらに「ストレッチも筋トレ 村氏は、 私をフリーズさせる。対談する甲野氏と松 談をまとめたものである。 在の身体に無理を強いるトレーニング法に そんな折に手にした本書が、 「腹筋すると体が動かなくなる」と いかにして身体の力 本書は、 のっけから

短距離選手として活躍した現役時代は10 田眞澄投手を指導し復活させたことでも有 など数々の技を体得している。元巨人の桑 かわしたり、一流の柔道家にも崩されない い方法でラグビー選手のタックルを難なく であるにも関わらず、 武術家の甲野氏は、 一方の松村氏はスポーツトレーナー。 1 常識では考えられな 68㎝60㎏の体格

中

野

暁

(自治労文芸会議幹事・九州地連

0 X I の指導にあたっている。 桐生祥秀選手をはじめ多くのスポーツ選手 ソッド」を開発。現在はトップランナーの 氏と出会い、その教えを取り入れた「骨メ た現役時代は怪我が絶えず、 トル10秒2を記録。 「筋肉信仰者」 引退後甲野 だ

スポーツ科学に真っ向勝負を挑む。 選手だとか。 きが大事だと説く。この骨の動きを利用 書では、 た走りができているのが世界最速のボルト に従って筋肉がついてくると考え、骨の動 ルギーに変えなければ速くは走れない。 は大きな間違いだと指摘する。 しかしこの当たり前に思えることが、 いだろうか。常識的に考えると筋肉を鍛え (ワーを身につければよいと考えるだろう。 を手に入れても、 たとえば速く走るためにはどうすれば 身体の動きはまず骨が動き、 そうした話が満載の本書は それを身体に伝えエネ いくらパワ 本

その証明者となるか楽しみなところだ。 が指導している桐生選手は筋トレもスト 非常識で立ち向かったが、 レオは180度違う考え方の地動説という チも一切やっていないそうだから、 かつて天動説という常識に対して、 松村氏も同じかもしれない。松村氏 もしかしたら甲



新メンバー

となりました。今回はメンバー紹9月から報道担当も新たな顔ぶれ 本を紹介します。 介を兼ねて、それぞれのおすすめ

紹介

世界的投資家からの メッセージは必読

投資をテーマにした本で すが、「正しい情報は自分 で判断しよう」というメッ セージが込められていま す。私、遠藤の頭の中に はバフェットの言葉が、座 右の銘の如く刻まれていま す。是非「オハマの賢人」 の言葉に触れてください。

➡遠藤 恭彦



西の魔女が死んだ 梨木 香歩 著 新潮文庫 464円 (税込)

自給自足に近い暮らしを する祖母の家。優しく厳 しい「魔女」に導かれ、 「修行」を通じて不登校の 主人公が強くなっていく。 手作り全般が趣味、祖母 に会えるのはお正月くら いの、松村の理想が詰まっ た癒され小説です。

おばあさまは魔女、

描写に癒されます

➡松村 綾子

本当に素敵なものは お金では買えない

ウォーレン・バフェット

Warren Buffett 賢者の教え

桑原晃弥

ウォーレン・バフェット

世界一投資家思考の習慣

賢者の教え

桑原 晃弥 著

経済界 864円 (税込)

少年が「親友」と過ごした 最後のクリスマスを描いた ショートストーリー。全編 に流れる2人の互いを思い あう気持ちに、琴線を激し く揺さぶられます。久しぶ りに読み返して、電車の中 で号泣した涙もろい田村で した。

➡ 田村 美都子



クリスマスの思い出 トルーマン・カポーティ 著 村上春樹 訳

山本容子 銅版画 文藝春秋 1,697円(税込)

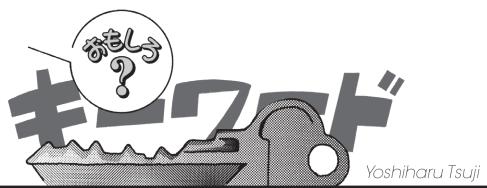
"未知との遭遇" で 視野を広げる

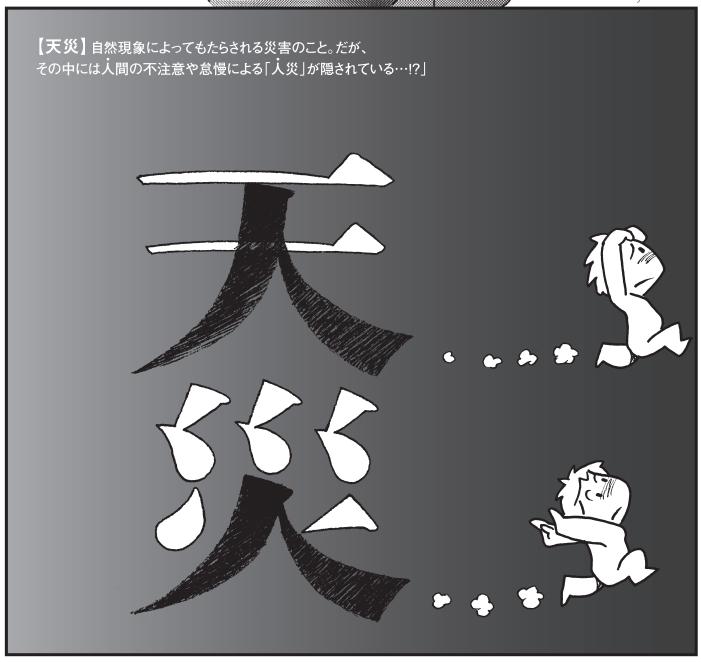
世界 1500 のメディアから 厳選した記事をこの一冊に。 内容は経済や政治、トレンド、 文化などユニークな記事か ら真面目な記事まで多岐に わたり、常に"未知との遭遇"。 冊読むだけで視野が広が り、楽しく読める……そう、 私は三浦です。

➡三浦 一力



COURRIER Japon (クーリエ・ジャポン) 月刊誌(毎月25日発売) 講談社 800円(税込)





自分をいたわれない女性たちの姿が自分をいたわれない女性たちの姿がな立病院改革ガイドライン」の解説な立病院改革ガイドライン」の解説なうにも間でいる。 「新の仲間入りをしましたが、表紙とお国自慢はその新潟からです。表紙とお国自慢はその新潟からです。表紙の写真は、戦争法に反対する私たちの心の中に燃える炎のようにも見たの心の中に燃える炎のようにも見たの心の中に燃える炎のようにも見たが、

他者のケアを優先してしまい、自 の中で「日本の女性は有償労働と無 と。水無田さんは今回の「流体碩学」 分のケアが後回しになってしまうこ 代とのこと。子育てや介護に多忙で ょうか。乳がん患者の多くは40~50 ますが、無償労働の多くは他者のケ 先進国で一番長い」と指摘されてい 10月の乳がん月間に合わせ、前メン 相談に初登場です。▼乳がん特集は 載として3号連続で、憲法改正の問 アに費やされているのではないでし 償労働をあわせた『総労働時間』は、 士となられた上田先生。今回、法律 律相談所に女性として初の常駐弁護 載もあわせてお読みください。▼初 題をご指摘いただいた河上先生の連 緊急特集。この間、国会周辺はもと バー時からずっと温めていた企画。 登場といえば、昨年1月に自治労法 いただきました。また、短期集中連 本誌初登場の高橋若木さんにご寄稿 た平和フォーラムの福山真劫さんと、 より、あらゆる場面で活躍されてい した。まずは、むこう2年間の新し ▼新体制後初の自治労通信となりま